

財団法人日本タイ協會々報

第二十號

昭和十五年八月

贈
呈

昭和十五年八月

財團
日本タイ協會々報
第二十號

財團
日本タイ協會



財團 日本タイ協會々報第二十號 目次

口 繪 寫 眞

- 一、昭和十五年五月二十六日、櫻井兵五郎氏主催の同邸に於ける在京タイ國留學生招待園遊會
- 二、〔上、タイ國首都盤谷郊外のドンムアン港本館
〔下、日泰連絡定期便「松風號」が東京羽田空港離陸の勇姿

新 聞 論 調

- 不侵略條約（六月十二日、盤谷タロニクル紙所載）……………一
- 新條約の意義（六月十三日、盤谷タイムス紙所載）……………二
- 國際間の危機（七月三日、盤谷タイムス紙所載）……………四
- 支那事變（七月三日、盤谷タイムス紙所載）……………五
- 日ソ問題の解決（七月六日、盤谷タイムス紙所載）……………七

資 料 欄

- タイ國醫療用藥品需給の現状並に對策……………九
- バンコック港入港船舶統計……………一六
- 本邦四十六種商品輸入統計……………一七

○タイ米（一月―五月）月別輸出統計	100
○泰國に於ける米及び護謄の輸出税査定價格	101
○盤谷六月綿布市況	103

雜苑

○日泰友好親條約の成立に當りて	矢田部保吉	105
○タイ國外交史に輝く泰佛、泰英間不侵略條約の成立	大山周	105
○眞のタイ國認識を深めよ	宮原武雄	105
○タイ國に於ける英國の動向と民族運動	天田六郎	106
○泰國に於ける華僑の情勢（其二）		106

雜報欄

○タイ國人民代表議會開會式に於ける攝政首座アチット殿下の教書	106
○タイ國最近の諸施設	106
○日泰友好親條約締結祝賀會	106
○タイ國より徒弟教育轉旋の依頼	106
○瓊崖協會タイ國へ委員特派	106
○佛印、ハノイ着陸承認	106

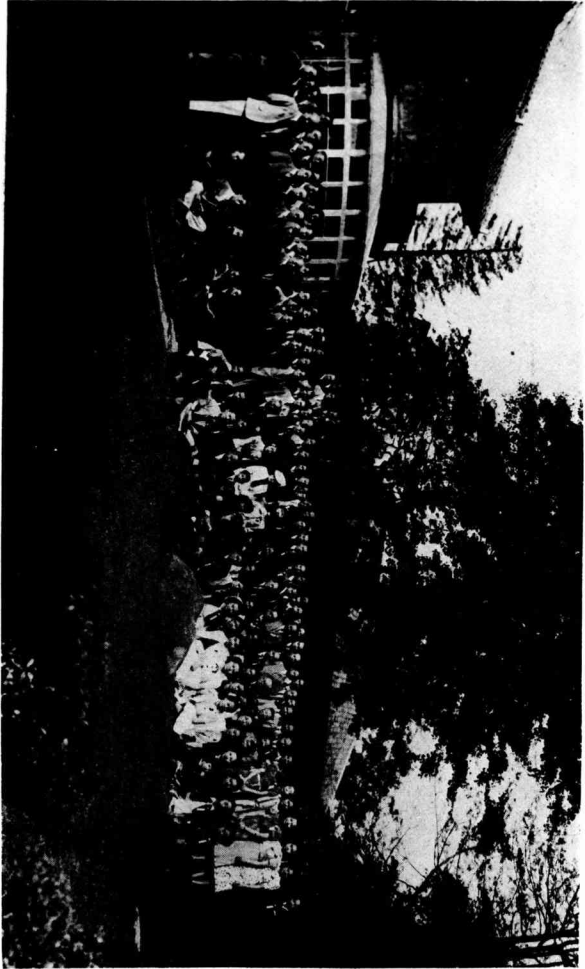
○タイ國民佛印に失地返還要求	100
○タイ國軍五箇師團佛印國境に集結說	100
○『大和號』海上不時着	100
○『松風號』佛印で不時着	100
○大日本航空會社盤谷駐在員の更迭	100
○タイ國の農業研究へ	101
○商科大學、專修大學生タイ國へ旅行	101
○大阪市主催タイ國の夕	101
○タイ國學生夏季臨海寮	101
○大阪市にタイ國展覽會	101
○タイ國で『山田長政』現地ロケーション	101
○駐日タイ公使賜暇歸國	101
○駐タイ村井公使の歸朝	101
○タイ國人士の往來	101
○外務省より補助金下付	101

協會記事

○ 會員の異動 101

○ 會員の消息 101

○ 財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員 104

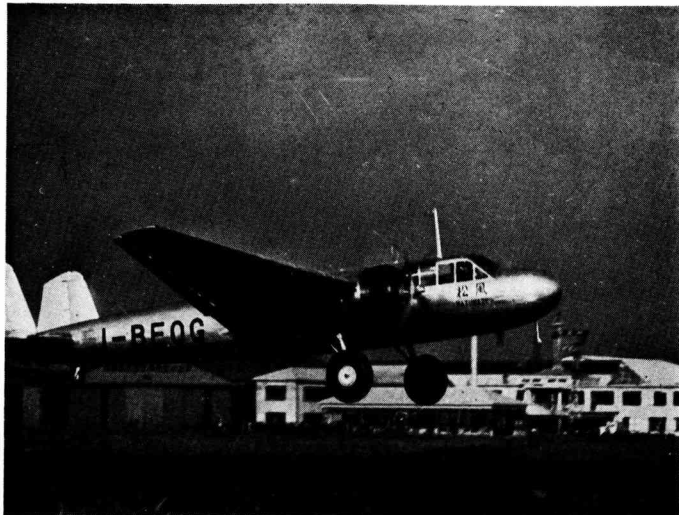
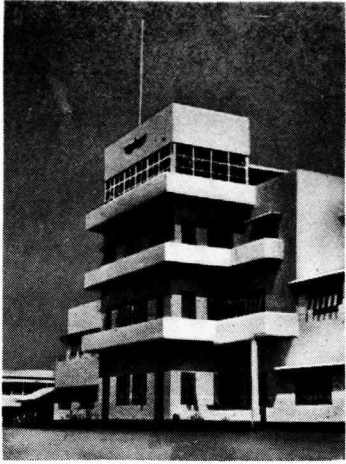


同の館主で加五兵衛隠しれき間訪を國イタてしと長々團員職院業道派國イタ月十年昨日六十二月五年五十年和府
 會連財各招生業印國イタ京京るけ於は

日泰兩國空の提携

日泰友好親條約の締結により日泰兩國の友好關係は最近更に敦睦を加へつゝあるが、待望久しかりし日泰定期航空路の開始は一層兩國の親善を促進せしめつゝある上、泰國首都盤谷郊外ドンムアン空港本館
下、日泰連絡定期便「松風號」が東京羽田空港離陸の勇姿

(海軍省檢閱濟)



○不 侵 略 條 約

(六月十二日、盤谷クロニクル紙所載)

タイ國政府が極東の三大強國との間に本日調印を了した條約は、立憲治下に於けるタイ國進運途上の一段階を劃するものである。この條約は友好隣國からタイ國への自發的なる贈物であつて、現下世界の一半は戰火に惱み他の一半も亦深刻な不安に戰のきつゝある際に、是等の條約が締結せられたことは特に意義深きものがある。

是等の條約が規定する義務は凡て相互的であるのみならず、我政府の常に把持する方針たる爾餘各國に對する平等友好の精神に則つたものである。我政府の意圖するところは、關係諸國間に於ける平和の確保と友好關係の増進にある。而して今回の條約が東洋に於ける諸列強間の平和と協調に寄與すること多大なるものあるは疑のないところであ

英佛兩國との不侵略條約が調印せられた席上に於て外務大臣が陳述した所に依れば、本條約の締結交渉は數ヶ月以前から繼續せられたるもので、現下の歐洲戰亂とは何等の關係を有するもので無い。此のことは關係兩國使臣の陳述によるも亦明らかである。要するに今回の條約はタイ國政府の常に堅持し來つた友好善隣政策の當然の產物であつて、タイ國民が新政治の下に遂げつゝある國民的進運の一證左であり、又有力な隣國の我國民に與ふる尊敬と信頼の表徴でもある、本日は實にタイ國外交史上の記念すべき日にして、吾人は我國外交政策の指導者が機略と先見によつてこの貴重なる成功を收め得たることに對して祝意を表するものである。

○新條約の意義

(六月十三日、盤谷タイムス紙所載)

昨日タイ國政府と其の隣國、英國及び佛國間に締結されたる二つの條約に對して萬人が多大の關心を寄せてゐることは當然であるが、斯る關心は多分條約そのものにあるのではなく、締結に際してなされたる眞に友好的なる挨拶にあると思はれる。一九三七年の條約はタイ國が他の條約國と完全に平等なる立場を認められたと言ふ點で、タイ國歴史上に新紀元を劃したものであつた。昨日調印を了したる條約はタイ國と其の隣接國との關係を何等本質的に變更せ

しめるものではないが、新紀元に確立されたる慶賀すべき由緒深き地位を茲に改めて全世界に確認せしめるものである。右はクロスビー英國公使の挨拶であるが、佛國公使も又『タイ、佛、兩國共にデモクラシーの立場にあり、此のタイ・佛條約は自由なるデモクラシー——即ち理性と正義の平和——の神聖なる原則に關する光輝ある聲明である。』と言つてゐる。

この挨拶に對するタイ國首相並びに外相の答辭は、タイ國は正義と平和を尊重する締盟國なることを明白に全世界に發表したものであつた。昨日の本紙を見られた讀者諸氏の中には盤谷調印の條約と東京調印の條約との差異に全然注意を拂はなかつた人もあるであらうが、前者は單なる不侵略條約であるが、後者に於て日本は此の亞細亞に立國せるタイ國との眞の親善關係をより以上に表明したいと考へた。それ故に日本との條約に於ては、締約國相互の領土尊重並に兩國間に現存する平和及び友好關係を確認するに、兩國共通の利害問題に關する情報の交換及び協議の一項、並に締約國の一方が第三國より攻撃せられる場合に於ける第三國不援助義務の項を以てしてゐる。東京側の發表に依れば此の條約に依つて將來世界情勢が如何に變化するとも日、タイ間の親善關係は不動の基礎の上に立つものであると述べられてゐる。英國並に佛國は日本の締結した條約に對して實際何等異議を差挟むものではない。タイ國首相の言に依ればタイ國民は正義と平和を希望する以外に眞實何等他意なく、且つ他の列強もその形式は二つであるが、等しくタイ國との傳統的親善關係を強化し、正義と平和を保證することをのみ求めてゐることである。日本は——吾等も皆そう希望するものであるが——斯る條約は東亞の安定と繁榮に、ひいては全世界の安定と繁榮に貢獻するものであることを希望すると述べてゐる。斯る條約は今日の世界が要求するもの、一例であることは確實である。

○國際間の危機

(七月三日、盤谷タイムス紙所載)

東亞の安定に關し有田外相(前)は適日次の如き聲明を發した。生産能力の甚だ相異せる太平洋諸國間の商品の正常なる輸出入が高關稅壁、移民制限、交通輸送上の他の障害等に依り甚だしく阻止せらるゝ限り、此等諸國間の摩擦と葛藤を根絶せしめることは期待し得ない。此の事實を支那事變の戰勝國こそが念頭から離さざることを萬人が希望してゐる。世界各國の貿易障害が増大すればする程各國の衝突は不可避であり、ハル國務長官がかの互惠的貿易條約の計畫を發表するに至つたのもかゝる事情あればこそである。『ジャパン・クロニクル』紙は滿洲國を創設するに至らしめた一九三一年紛争の根本的原因が茲にあつたことを吾々に想起せしめてゐる。

五年前ハル國務長官はラヂオ放送で嚴格なる統制計畫が最大限に擴大され、ばその領域に於ける貿易は甚大なる不振を招く事を指摘した。如何なる國も全世界の社會に必要と福祉を齎らし得る一つ又はそれ以上の特殊なる産物を有して居て、各國が自由に國際貿易を振興し、以て各國民に刺戟を與へ且つその生活を豊富にすることが出来るのである。『ジャパン・クロニクル』紙は歐洲戰爭が右のハル長官の言を更に一步前進せしめたと述べ、國際貿易を廢して國內に於て凡てを調達せんとすれば紛糾の原因を造るのみならず、他國との接觸面は狹隘化し、相互依存の度合は減少

して益々戰爭に反對する抵抗力を削弱してふと附加してゐる。

扱て歐羅巴戰爭は日本の工場、機械商に豫期の如き好況を招來するどころではなく、既に混亂に陥つてゐた斯業に更に大波瀾を捲き起したに止まると言はれてゐる。交戰國は生活水準を低下して、軍需品に非ざる商品の消費を節減せねばならないのである。斯くて自國の輸出が漸次減少する際、中立國は如何にすべきであらうか。『ジャパン・クロニクル』は次の如く續けてゐる。『若しも交戰國、特に聯合國が日本からの輸入を節減する必要があるとしても、何か他の方法に依つてやはり日本がその重要な輸入を確保出来るやうにしてやるべきである』と。併し交戰國に斯る要求をなすことは無理なことであらうと思はれる。同紙は單に『條件の寛大なるクレジット』の制定と言ふことを提議してゐるのみである。

○支那事變

(七月三日、盤谷タイムス紙所載)

現在歐羅巴は收拾すべからざる混亂状態に陥つてゐるが、獨逸が聯合國に對抗して牢固たる地位を獲得し得ると信じてゐるものは殆んどない。一方東亞も歐洲より遙かに良好だとは言ひ得ない形勢である。現長期戰の最後の勝利の際には支那の支配權を掌握するものが日本であらうと、支那であらうと、今後、外國商人が此の廣大なる支那の貿易

六
に於て占め來つた支配的地位の保持は不可能であることが屢々繰り返されて云はれてゐる。それ故タイ國在住の外國人が、此の打ち續く殺戮と破壊が終つて、次に果して平和が來るものか如何かを、疑つてゐる幾千の支那人に同情するのは尤なことであらう。上海發行の『オリエンタル・アフェアーズ』紙の主筆は支那長期戦の續行は窮極に於て支那を利するものであるか否かを論じてゐる。彼は何人も正確な豫断は出來ないがと前提し、支那が軍事的方面で決定的な勝利を得る見込は全然ないと述べてゐるが、之は正しいと思はれる。但し日本軍が奥地に入れば進入する程日支事變の解決は困難となり、而も占領地域の治安問題は更に解決困難なのである。一方日本空軍の卓越せる優秀性と進歩せる武器を考慮すれば、支那が斯くも長期に亘る抗戦を續行し得たことは驚くべきである。

次に同論説を總括すれば左の如くである。如何に事變が永引くとも、優秀な日本軍隊が支那軍に征服されるなどとは全く期待出來ない。若しも日本が現在努力してゐる緬甸、印度、支那、香港より重慶に入る武器輸入禁絶に成功するならば斯る期待は無効は更に決定的なものとなるであらう。而も支那は合衆國、歐羅巴聯合國、其他の如何なる強國からも頼みとなる軍事的援助を得る見込もないのである。更に支那の財政的金融的經濟危機は逼迫し、重慶政府は事實上關稅收入の全額、鹽及びに他の歳入の大部分を喪失して了つた。獨立地域に於ける民衆特に實業家は斯る環境では自己の業務に熱中することは出來ないのである。重慶政府はソビエト・ロシアの援助を受けてゐると信ぜられてゐる。之は事實ではあるが、眞に重慶を救助するものであるかは疑しいのである。

斯る戦争は必ず支那を荒廢せしむるのは確實であるが、日本のためにも利ありとは斷じて言へない。日本は之を單に『支那事變』と稱してゐるに過ぎないが、之が大戦に擴大し日本に非常なる財政的負擔を課してゐる。合衆國と日本との關係に加へて、英佛間にも危機が迫つてゐて、支那貿易の混亂の爲に斯る諸國は何れの國との關係をも改善す

ることが出來なかつた。日本が汪兆銘を指導者として新支那の『中央政府』の樹立に成功したのは事實であるが、その實力は依然として疑はしいものである。今や、支那も日本も共に是以上戦争を續行すれば結局自國を利するや否やを自問してゐる。この質問に對して同論説は解答をする事は不可能として居り、而も兩國共に此の解答を得る迄には可成の時日を要するだらうと信ぜらる可き尤もな理由があると述べてゐる。

○日ソ問題の解決

(七月六日、盤谷タイムズ紙所載)

日本は歐洲戦争のため自國の輸出業が大打撃を受けてゐる事實を重視してゐるとは本紙既載の如くであるが、今や攻撃國も被侵略國も双方共に軍需品以外の商品を買入れるに充分な金はないのである。概して各國は輸出により輸入を賄はんとするものであるが、某日本發行の新聞(ジヤパン・クロニクル)が過日、交戦國は何等か他の方法を講じて必要な輸入を日本に可能ならしむるやうにすべきであると奇怪なる提案をなした。之は明かに日本にとつて斯る輸入は平時と同様の價格でなければならぬと言ふのであるが、併し斯ることを約束せしめるのは關係當事國には不可能であらう。更に全世界が戦争に参加してゐるのではなく——上海の代表的某新聞が述べてゐる如く——大貿易國の多數が死闘に忙殺され、全經濟力を戦争に傾注してゐると共に、他方には開發の餘地の充分ある無数の市場があるこ

とは言ふ迄もない。

日本は既に右の如き事情を利用してラテンアメリカ及び他の諸國より利益を得て来たことは疑ふ餘地のない處であると思ふが、日本はその精力の大部分を『支那事變』の達成に捧げてゐるので、斯る機會を效果的に利用し得ないことは言ふ迄もない、現在東西兩洋の戰爭は共に戰爭の愚しさを萬人に感ぜしめてゐるに相違なく、戰爭に對する一般アメリカ人の斷固たる態度も容易に了解せしめるのである。日本は甚だ大なる軍隊を支那に駐屯せしめて居り、日本の政治家は日本の主要目的は日支事變を速かに有利に終結せしめ、而して現下起り居る他の緊急問題を處理する爲め自由の立場を獲得することにあることを明確に認めて居る。更に上海新聞は全歐羅巴の運命は今や危機にありナチが勝利を得た曉、次にその大鐵槌を受けるものはロシアであらうと言つてゐるのは注目すべきであらう。

之と關連して外蒙と滿洲國間の境界線の決定に關し意見の一致を見たりとの上海新聞の記事は興味津々たるものがある。日本が滿洲國の制壓を完成して以來、此の國境問題は永らく双方の感情を緊張させてゐた。外蒙はソビエトの南方に於ける延長に外ならず、外蒙と滿洲國間の緊張が破裂點に達したれば、それは日ソ間の衝突に外ならぬのであるが、今日のめまぐるしき世界的危機に於ては斯る國境線の紛争の如きは双方共に些細なる問題に過ぎず、日本は既に相當苦しき經濟問題を控へてロシアと戰爭などするよりも全精力を支那に傾注することを希望してゐるのであり他方ロシアも極東に於ける利害に後顧の憂を斷つて専心歐洲の問題に直面し得ることを欲してゐるのである。若しも既に双方に意見の一致を見たとすれば日本、ロシアは共に自由に更に緊急なる事項に専心し得るであらう。

資料欄

○タイ國醫療用藥品需給の現状並に對策

(バンコック貿易斡旋所調査)

タイ國は國內に製藥工業無く、醫療藥品の供給は全部之を他國よりの輸入に仰いで居り、しかも其の氣候風土の關係より、又地方に於て用水乏しく河水を使用する關係より、流行病猖獗の度は相當に頻繁で醫療薬の需要は頗る多い。又過般の税率改正に當つて藥品課税が他品に比し過重に亘らず、或物は全然改正せられなかつた點に鑑みても、政府の病疫驅逐に對する關心の程も相當大なるものであることを窺ひ得る。

斯くの如き情勢下にあるタイ國內に於て、今回の歐洲戰爭の勃發により歐洲製藥品供給力が減少したことは、近き將來に於て邦品の一大飛躍を約束して居るのである。

然し乍ら本邦も支那事變の解決の爲、今後尙國內に於ては統制強化の必要殘存し、國外に於ても歐洲製藥品の供給減退のみを以て直ちに本邦藥品の輸出旺盛を豫期することは出来ぬから、日、タイ間藥品取引も必らずしも樂觀を許さぬことと思ふ。

原料の輸入雜軍需工業への優先的配給により藥品の輸出能力は減退し、又本邦の値上りより採算不能に陥つたもの

もあり、當國向本邦藥は其の取扱ひ得る品目を半減せられた。

即ち國際需給關係上、今次の歐洲戰爭により日本品への需要は激増を來し、其の價格は急激に上昇したのであるが當國內に於ける物價は歐洲戰爭勃發前に比して幾分上昇したとは云へ、内地の上昇高には到底及ばぬ。何とならば當市場に於ける需給状態から見て、獨逸商社が今後尙半ヶ年間の供給量を保有し、英國商社は納期遅延するの他、未だ供給上さしたる難色なき現在に於ては、本邦藥品に對し餘り急激なる需要増加を期待し得ないからである。

次に排日貨により邦品販路局限の問題は餘りにも屢々論ぜられた處ではあるが、華僑商社を脅迫、強制的に日貨不買を續行せしめんとする秘密結社の暗躍は依然として熾烈にして、其の撲滅の時期は豫想を許さず其の及ぼす影響は頗る廣範の商品に亘つて甚大である。

秘密結社員の檢舉、華僑新聞の閉鎖、抗日教育の撲滅等當國官憲の華僑不穩分子に對する彈壓は次第に積極性を加へて居るが、尙其の根絶を期するには至つて居らぬ。

汪兆銘の和平提唱も、彼の重慶脱出當時、當地華僑新聞が彼を逆賊として民衆に觀念づけた爲、當國內華僑には未だ影響するに至らぬ。

従つて在タイ邦人商社にとり唯一の希望は、他國品の華僑への供給減退と云ふ點にあるが、歐洲に戰爭勃發せりと云へ、直ちに影響を及ぼさぬことは前述の通りである。

一方法幣安を利用して、所謂草根木皮の漢藥を主とする支那藥品の輸入は益々旺盛となつて來た。

又海外に流出した安價なる圓札を以て、上海を主とする北支諸港に於て日本内地より輸入せる貨物の爲替代金支拂に充當し、此の貨物を當國其他の第三國に輸出するものもある。

斯くすれば該貨物の實際價格の四割程度で爲替を決濟し、之を第三國に輸出し得るわけであり、而も上海其他に於て多少の擬裝を施せば在泰華僑も喜んで之を購入する爲、正當に内地から直輸入した物は到底之と競争し得ないのである。

此の問題は今や疑ふ可からざる事實として現はれたのであつて、商機に敏なる華僑、印度人により今後更に増加する懸念さへある。

而して此の問題は北支諸港（外國租界内）にかゝる圓札闇取引の存在する限り、如何に圓札持込を監視したとて根絶は期し得ぬであらう。何故ならば、磅其他の外貨を北支地方に持込むことによつても、現地に於て容易にかゝる低廉なる圓札を入手し得るからである。

従つて北支向輸出品の統制如何に依りては看過し得ざる悪影響を第三國に齎らし結果として早晚終止す可く豫想された排日貨をも永引させる一因ともなるであらう。

華僑をして今猶『日支間の干戈をさまらすして日支間取引を爲す能はず』と言はしむるのは、斯かる品を以て尙日本よりの輸入品を取扱へぬ不利を補ひ得るからであることを看過することは出來ない。

扱以上は本邦藥品のタイ國向輸出障碍事項を列舉したのであるが、次に之が對策如何につき考察を加へることとする。

前述の如く、排日貨に對しては他國競争品の排除と、圓札利用北支經由本邦品の輸入防止を以て先決事項とする。故に、圓札利用の問題は北支地方の實情に照し、當局の適宜の策を要望するに止め、當國に於ては先づ華僑の手を経ずして本邦醫藥を國內に普及せしめ、此に依つて日本藥を取扱はざれば絶大の不利を招くことを華僑に知らしめ

ねばならぬ。

斯くの如く述べれば甚だ奇異に感ずるものが多いことと思はれるが、當國內に於ては、政府筋の大口の需要が日本に對し門を鎖して居るのである。以下其の大略を記述すれば左の如くである。

當國に於て、最も大きな醫療需要を擁するものは内務省保健局である。

即ち諸地方に開設せられた保健施設、治療所（二百數十箇所）全國の醫師（一等醫のみにて約七百名）、並びに當局自身の（マラリヤ、精神病、癩病、肺結核、痘腫、赤痢等を直轄す）必要とする藥品は、凡て内務省に於て一括して取認め、之を諸國に發註することになつて居る。従つて内務省購入の醫療藥は優に當國需要の過半に及ぶものと考へられる。然るに此の入札は、奇怪にも英國總領事館内に於て之を行ふ爲に、兎角歐洲藥が優先的となり、日本藥は常に此の恩澤に與り得ないのである。

此の事は當國に數十名の顧問を送り、隱然たる潛勢力を有する英國が、其の根強き權力を驅使して、未だに之を踏襲せしめてゐるのである。何等の對策なしとすれば、永久に此の制度を改正せしめることは出来ない。

勿論内務省に集まる需要藥品の製造國名、販賣所名を指定して來るのである。

然し乍ら、何故日本藥を指定して居らぬかは一に日本藥が此の勢力の下に秘かに存在を蔽はれて來たからである。又一面タイ國醫師の經歷を考へるに、今迄正規教育を受けたもの、原書は凡て英書であつた。従つて、所謂一等醫は歐洲藥品ならば其の規格作用效能を知悉するも、他國品では此の見當がつかぬ、又所謂二等醫以下は、過去の制度に依れば一等醫の下に見習を終へたものであるから、習業時間中一等醫の使用した藥以外は知らぬ道理である。斯くて彼等にとり最も親しみ易く解り易いものは、過去、現在を通じ歐洲系藥品であつたことは否定し得ない。

此の状態が永年繼續した爲に、今では地方醫に對し、歐洲藥に非ざれば醫藥に非ずとの誤りたる觀念を與へてしまつた。

斯くて、歐洲品以外の藥品は全く地方醫に知られず、内務省當局も敢て之を紹介せんとせずして、相も變らず英國總領事館内に於て、入札を行つてゐるのである。

故に、今よりして徐々に日本藥品の眞價紹介に努め、地方醫の一般需要を本邦品に傾け、其の大勢を利用して現行入札制度を改正せしむる準備工作を爲さざれば、日本醫藥は今後と雖も飛躍の機會を得ぬと斷ずることが出来る。

此の手段として最初は日本藥局方をタイ文に翻譯配布し、以て日本醫藥の標準規格を適確に教へ、醫師が日本藥を安心して使用し得る様に導いて行かなければならぬ。

何となれば、内務省保健局への直接交渉は、事實上徒らに英國系顧問を刺戟し、反動的運動を誘發する憂ひがあるからである。

既述の如く、當國の醫師なるもの、大部分は、經驗に依つて資格を得たもの、及び英書により教育せられたものであり、此が爲に歐洲藥偏重の傾向を有するが、假に彼等に更に親しみ易いタイ國語の藥局方が入手出來たならば、必ず實に大なる親しみを以て之を迎へ、日本藥の標準規格を知悉するに至るであらう。

タイ文日本藥局方の配布は此處に重點を置くものであつて、其の配布の方法は、當國醫師協會發行の月刊誌『タイ文醫師時報』に添附するのが最も有效であらうと思ふ。

同誌は全國の一等醫、二等醫を通じ、約二千の讀者を有するものであるから、研究心の強い醫師は全部其の購讀者中に包含されてゐると見做し得る。

従つて、之に添附する事は極めて有効であり、しかも斯くすれば、薬局方譯文も毎月一回一種の薬につき、其のリーフレットを發行すれば充分なのである。(體裁良き二三葉のもの) 當所の見解に依れば、斯くして先づ當國醫師に日本藥の標準規格に對する正しき觀念を與へ、然る後に於て、業者各々が凡る種類の宣傳法を採つてこそ、茲に始めて其の宣傳が顯著な効果を現はし得るのであり、之なくして徒らに日本藥を宣傳することは、何等の迫力なく、容易に當國醫師の關心を深めるには至らぬと考へられるのである。

次に、假に之が成功し、地方醫、治療所等の日本藥需要が内務省に集まつても、果して内務省が日本藥購入を肯ずるや否やを考へねばならぬ。然し乍ら、内務省へは原産國名、製造會社名を明記して註文するのであり。内務省は之を否定し代藥を推薦する權利も意向も持たないのであるから、此點は絶対に懸念の必要が無い。

茲に、當所は右對策を業者各位に勸める義務を感ずると共に、幸にして本案が貿易局、貿易組合中央會、並びに當業者各位の賛同する處とならば、此の運動の爲凡ゆる協力を惜しまぬ事を併記して置き度い。

當國に於ける醫藥業年々の需要は、大約二百萬銖に及ぶものである。是れ當所が本邦の再考を促し、適宜の對策樹立を要する所以である。

佛曆二四八〇年(一九三七年四月—一九三八年三月)醫藥藥品輸入統計表

仕出國	數量	金額
香港	八三九、七七九疋	五一〇、八〇七銖
獨逸	五一、〇六二〃	四四七、四七三〃
英國	八七、四七五〃	三三三、四〇六〃

新嘉坡	一四五、七四二疋	二八六、二九〇銖
日本	一八〇、五〇一〃	一九七、一七一〃
彼領南	八〇、〇二七〃	一六、〇〇四〃
蘭領印	七、二五〇〃	一一〇、〇五九〃
米國	一五、六四四〃	九〇、二六三〃
支那	一三一、九九七〃	七二、四一三〃
佛蘭西	二〇、八〇〇〃	四九、五一四〃
瑞西	九、九一五〃	三四、六四八〃
濠洲	六、九四八〃	一四、三七二〃
印度	七、四六二〃	一一、八八一〃
丁抹	四、一〇二〃	四、二三〇〃
南邦	九、四四三〃	四、〇一四〃
和亞	九一七〃	三、三三〇〃
加奈	一、六二六〃	三、三〇四〃
印度支	一、四一三〃	一、五九七〃
伊太	四、八〇五〃	一、〇四三〃
緬甸	五九四〃	八七一〃
諸威	九〇八〃	六〇〇〃
馬來	一五七〃	五七〇〃

洪牙	五	四七四
瑞典	三、八〇一	四四三
比律賓	一	一〇〇
白耳義	一、六二二、三七四	五〇
合計	一、六二二、三七四	二、二九三、九二七

見本醫療藥輸入統計表

西曆一九三三年	數量	金額
西曆一九三八年	二〇、三六一	二、二三、六三七
	二、七三三	六三、四〇四

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

○バンコック港入港船舶統計

(バンコック貿易幹旋所調査)

昭和十五年三月中に於て盤谷港へ入港せる船舶隻數並びに噸數を國籍別に分類、之を昭和十四年十一月と比較對照せば左の如し

國籍	昭和十四年十一月	昭和十五年三月
日本	隻數 三	噸數 九、三二七
	噸數 九、三二七	隻數 四
		噸數 一、二、三三五

和太	四	一五、八三四
伊太	二	五、九五七
丁抹	六	二、二八五
英抹	一八	二五、〇一六
泰國	九	四、九〇二
諸國	四五	四八、一七四
米國	一	四〇
パナマ	一	四、九一四
合計	八七	一〇三、二二三

右表により交戦後數ヶ月にして早くも伊太利、英國、丁抹、諸國等の歐洲籍船舶の減少せること明らかに看取せられ殊に諸國船の約一萬噸減少と丁抹船の一萬五千噸餘減少とは歐洲航路不安の状態を如實に示すものなる可し。但し右は未だ獨逸が北歐へ進軍せざる頃の統計なり。

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

○本邦四十六種商品輸入統計

(バンコック貿易幹旋所調査)

本日關稅局より接受せる昭和十五年五月、盤谷港に於ける本邦四十六種主要商品輸入統計に據れば同月中の同輸入額は一、八九一、九八五銖にして之を昨年同月の一、二九〇、八二四銖に比すれば六〇一、一六一銖の激増、前月(四月)中の一、八六〇、五四〇銖に比すれば三一、四四五銖の増加を示せり。

品目	本年五月		昨年五月		比較増減額
	數量	金額	數量	金額	
品	—	—	—	—	—
鱈	—	—	—	—	—
非鱈詰魚類	一二一担	二七〇銖	二、六〇七担	八七九銖	(一)
加糖煉乳	—	—	—	—	—
糖	—	—	—	—	—
精糖	—	—	—	—	—
雜食料品	九二	九八	三、四五三	三、八七四	(一)
セルロイド製品	一、六八五	三、四四九	二、五一九	六、一八四	(一)
化學藥品	一四三、四五三	二二、三九一	二八、二五八	四、四二九	(十)
陶磁器	四六、三六八	一六、〇二一	二二、九〇六	二二、七九六	(一)
電気機械器具	四九、六四三	六三、八八七	二〇、八五二	一八、二六四	(十)
硝子容器	五九、九一八	二五、五一五	一九〇、七八一	三二、九一四	(一)
帽子	三	一二	八五一	二、九八五	(一)
莫大小製品	三七八	一、二一〇	四八〇	一、二七三	(一)
鐵道機關車	—	—	—	—	—
鐵道材料	二二六、八六四	四三、四八九	—	—	(七)

亞鉛引鐵板	三二九、八八六	九五、八三二	四〇五、五四六	六六、八二〇	(十)	二九〇一二
針金及同製品	二六、九七六	九、九一四	—	—	(七)	九、九一四
釘	八八、〇一〇	二八、七二三	—	—	(十)	二八、七二三
鐵道材料	—	—	—	—	—	—
球墨鐵器	七、五八五	八、七八八	一、六、五二五	四七、六七二	(一)	三、八八四
紙	四六四、八五五	一五六、八九四	一九一、七四二	三三、六五六	(十)	二二、三三八
パ	一、五九五	四二、五五六	四二	二二三	(十)	四二、三三三
擦染サロ	一七、七〇一	一、五、六〇五	七、九九四	七二、七〇七	(十)	四二、八九八
パ	五、七九二	四三、二〇五	三、四一一	一五、八三〇	(十)	二七、三七五
更紗	一四、一七疋	五三、五二〇	八、九七三疋	二〇、二六七	(十)	三三、二五三
晒金	四〇、四九六	二二、〇五二	三、三七四	一四一、九四六	(十)	七八、〇六
末晒金	三九、五三一	一一、七五〇	九六、〇三八	二二、三八七〇	(一)	一〇一、二一〇
染金	二〇〇三七	七二、七〇七	八、一八九	一九、三九五	(十)	五三、三一三
緋金	一、五七七	九、八八九	三、一一一	七、二二二	(十)	二、六六七
染及無染ウシル平織	四、〇二一	三七、四二〇	五、七五六	三三、三六〇	(十)	四、〇六〇
綿キャンブリック	七三、一一一	一三一、一五三	五一、七〇〇	六六、四六八	(十)	六四、六八五
染綿綾金	六、八一五	六三、四七八	二二、五七七	七〇〇一二	(一)	六、五三四
染及無染ボブリン	三二、八二四	二〇〇、八八七	二五、二六五	九八、五三〇	(十)	二〇二、三五七
擦染ボブリン及	三〇、八八九	一六三、七九三	二二、五五九	三四、二五四	(十)	二二九、五三九

變り織	一、四〇〇〃	一、六六七〃	六、二六〇〃	(一)	六、二六〇〃
及リムブリック	—	—	—	—	—
綾織	四〇〇〃	一、四〇〇〃	九、一七〇〃	二二、二七九〃	(一)
綿 肌	一、三五七打	三、九三三〃	九、九六打	一、八〇四〃	(十)
綿 毛	六、三四〇疋	九、六〇三〃	四、五三三疋	四、六六一〃	(十)
綿 タ	四〇七〃	六〇〇〃	一、九六〇〃	一、一八五〃	(一)
綿 手	—	—	二、二九九〃	六八二〃	(一)
染入絹紋織及變り織	六〇五疋	四、七一七〃	三、四九二疋	一八、五四九〃	(一)
捺染入絹紋織及變り織	一〇九〃	一、二五一〃	一、二五四〃	四、八八〇〃	(一)
染及無染入絹平織	七、九八三〃	四八、七四五〃	一五、八〇七〃	九三、九六五〃	(一)
自轉車部分品	七、二八六疋	一、二、一〇九〃	七、八六九疋	六、五九一〃	(七)
晒 綿	一五、一五七〃	五四、一七〇〃	一〇、三三二〃	一八、五五〇〃	(七)
末 晒	七、五一五〃	一〇、〇〇四〃	六九、四一一〃	五三、七八四〃	(七)
麥 酒	六、二四〇立	一、八四七〃	—	—	(七)
合 計	—	一、八九一、九八五銖	—	—	—

(貿易組合中央會第二情報課發表)

○タイ米(一月—五月) 月別輸出統計

一、數量及價格

一 月	一六六、九〇九・二六噸	二、七五九、〇一三ビタル	一、一四五、八〇八銖
二 月	一五一、九四二・三三	二、五一一、六〇五	一〇、六二七、〇三五
三 月	—	二、〇三三、四六六	八、四六一、二九三
四 月	—	一、八一〇、三三六	七、四四六、八一七
五 月	—	二、五五二、三四四	一〇、六八〇、七二九

二、仕向地別百分率

英 領 馬 來	一月	三七・九〇%	二月	三七・四四%	三月	三五・一九%	四月	四一・五二%	五月	三八・三一%
日 本	一月	二五・九三	二月	一一・七八	三月	一〇・五四	四月	九・四五	五月	一七・九六
支 那、香 港	一月	一八・四三	二月	三〇・六八	三月	三一・五〇	四月	一五・三四	五月	二七・二一
歐 洲 諸 國	一月	一〇・三〇	二月	一一・二一	三月	一〇・一六	四月	一九・八八	五月	六・七八
印度、ボルネオ、蘭印	一月	五・八八	二月	〇・八八	三月	五・一九	四月	四・四二	五月	五・九九
南亞聯邦、蘭領亞弗利加	一月	一・四九	二月	一・四九	三月	一・九五	四月	二・〇九	五月	一・四九
濠洲、ニューギランド、カナダ、アメリカ合衆國	一月	〇・〇七	二月	〇・〇八	三月	〇・八四	四月	〇・〇五	五月	〇・〇三
エラ、キューバ	一月	—	二月	四・四四	三月	四・五九	四月	—	五月	—
フィリッピン群島	一月	—	二月	—	三月	—	四月	七・三三	五月	二・二〇

備考 一、一月及び二月は實數なるも、三、四、五の三ヶ月は關稅局發表の概算

二、一月の一ビタル平均價格は四・〇四銖で、白米一、二、三等米の平均一ビタルの價格は四・八六銖、二月の一ビタル平均價格は四・三三銖で、白米一、二、三等米の平均一ビタル價格は五・〇三銖であつた。(盤谷タイムスより)

○泰國に於ける米及護謨の輸出税査定價格

(バンコック貿易斡旋所調査)

今回七月定期の米及び護謨の改正價格の發表ありたり。これを前期四月の公定市價と對照掲示せば次の如し。尙右新査定價格は本年九月末迄適用せらる。

品目	新公定市價	前期四月公定市價	單位	稅率
白米	五・八〇銖	六・〇〇銖	擔	四・一%
白粉	四・〇六"	四・一〇"	"	四・四"
白米	二・六一"	不明	"	三・二"
白粉	四・六四"	四・八〇"	"	五・四"
玄米	二・九〇"	三・〇〇"	"	三・七五"
玄粉	一・四五"	一・五〇"	"	三・二"
玄米	三・一九"	三・三〇"	"	七・〇"
粉	〇・七二"	〇・七六"	坵	七・〇"
護謨液	〇・四四"	〇・四六"	"	七・〇"
其他護謨	〇・九六"	〇・〇一"	"	七・〇"

○盤谷六月綿布市況

(バンコック貿易斡旋所調査)

歐洲戰爭勃發以來下落を見たる英米クロスは六月五日遂に三弗十九仙に落ち、磅にリンクせる銖は二十九米弗となりたるが、英國の紐育市場に於ける自由磅取締強化により持直し、伊太利參戰、佛國停戰申入にも拘らず上騰し、對日賣相場六月二日の百二十三圓より二十八日の百四十六圓六十錢に達せり。

此爲替變動は邦品 就中雜貨の貿易に悪影響を及ぼし、また華僑の日貨排斥、高率稅關と相俟ち在留雜貨輸入業者は苦境に陥り、綿布商も本年二・三月頃好況を見越し輸入せしが當地市場の低調と爲替不安の爲取引は見送りの状態にて、現在本邦綿布滯荷約一萬捆と見られ、又華僑綿絲布問屋中大手筋は今猶事變前の安價なるストックを有し居る趣なり、且英國製品は依然戰爭前の値段にて輸入され印度製綿布もかなり増加しつつある由にて將來警戒を要する點なり。

尙當國に於て最近米價の騰勢著しきは、英國の食糧貯藏政策に基き當市場に於て大量の買付を爲したるに因るものなり。米に左右せらるる當國の經濟が右の好材料にも拘らず依然沈滞せるは弱材料は直に響き強材料は餘り影響を及ぼさざる當市場の特異性に依るものなり。歐洲戰局の進展による輸入物資減少は本邦製品進出の好機と考へらるるも、購買力不振、日貨排斥、爲替變動等の爲必しも好轉を豫想し得ざる状態なり。且法幣安を利用する支那商品の進出、及邦商同士の競争による値崩は外貨獲得の見地からも考慮すべき問題なり。因に盤谷市場に於ける本邦製綿布相場左

の通り	生品	銘柄	四・三〇
生地	魚頭	銖	一・六〇
	三輪		二・六〇
	菊天笠		一・五〇
	寶玖		五・八〇
	人魚		五・六〇
	三鼎		二九〇〇
晒	キャンブリック	×12尾印	三三〇
	MK		六〇〇
	Cポプリン		五・六〇
	C Bポプリン		七・〇〇
染桂木綾			三・六〇
更紗	MK		二・三五

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

雜苑

○日泰友好親條約の成立に當りて

矢田部保吉

去る六月十二日東京に於て有田外相と駐日タイ國公使との間に調印を了せられたる日泰友好親條約は、外務省の發表に據れば、(一)締約國相互の領土權尊重並に平和及び友好關係の確認、(二)兩國共通の利害問題に關する情報交換及び協議、(三)締約國の一方が第三國より攻撃せられたる場合に於ける該第三國不援助義務の三者を骨子としたものであつて、批准交換の日より其の效力を發生し、有効期間を五ヶ年とするものである。

東京に於て右の條約が調印せられたその同じ六月十二日盤谷に於て、英泰間及び佛泰間にも夫れ／＼不侵略條約が調印せられた。英國政府の發表として同盟通信の報道する所に據れば、英泰條約の内容は(一)英泰兩國は相互に領土保全を尊重すると共に、その一方が第三國より侵略せられたる場合其の他方は侵略國に對して直接の援助を與へざることを約す、(二)若し締約國の一方が第三國に對して侵略的戰爭行爲を爲したる場合には、締約國の他方は直ちに本條約を廢棄する權利を留保すといふにある。佛泰間の條約も亦之れと其の内容を等ふるものと認められる。

日泰條約と英佛對泰國條約とを比較して見ると、(一)先づ第一に前者は友好親條約と稱せられる(情報部長談)のに反して後者は不侵略條約と稱せられてゐる(新聞報道)。これは兩條約が締約の精神に於て根本的に相違すること物を語るものであつて、従つて條約の内容にも著しい差異のあるのも自然である。(二)双方に共通なるものは(イ)締約國領土權の相互尊重と、(ロ)締約國の一方が第三國から侵略せられたる場合に於ける締約國他方の該第三國不援助義務の二點であり、(三)英佛對泰國條約には有つて日泰條約には無い點、締約國の一方が第三國に對し侵略的戰爭行為を爲したる場合には締約國の他方は直ちに本條約を廢棄し得る權利を留保することである。(四)又日泰條約には有つて英佛對泰國條約には無い點は、(イ)兩締約國間に於ける平和及び友好關係の確認と、(ロ)兩國共通の利害問題に關する情報交換及び協議の二者である。

元來タイ國は、印度支那半島の中央部に於て、英佛兩國の領土にはさまれて國を成して居るのであるが、東南亞細亞の諸地方が悉く白人諸國の所領ならざるものは無い間に於て、獨りタイ國のみが今日まで能く其の獨立を維持し來たのには他にも色々理由の有るとしても同國が英佛兩國勢力の緩衝地帯たる地理的地位を占めて居るといふことが其の最も重要なものゝ一つであるのは否むべくも無い。

タイ國と英佛兩國との關係は古來鬭爭又は侵略の歴史である。十七世紀以來英佛兩國人が盛んにタイ國に來往するやうになつたが彼等は單に通商貿易上の利益を目的としたものでは無くして、タイ國に於て政治上の權力を樹立することに努めたのであるから自から、タイ國との間に、又英佛相互の間に、斷えず紛糾を重ねた。古い事蹟はさて置き、前世紀の中葉に至つてタイ國が諸外國と正式な修交條約關係を開いた以後に於ても、英佛兩國のタイ國に對する侵略行動は目に餘るものがあつたのである。

佛國は一八六二年西貢を奪つて、印度支那半島に於けるその最初の地歩を固めたのであるが、其後相次いで東貢、安南、東京等の各地を略し、更にその觸手をタイ國の東方及び北方邊境に伸ばすに至つた。爾來佛泰兩國間には幾多の紛糾を重ねた擧句遂に一八九三年の泰佛事變を惹起した。此の事變に於て佛國はタイ灣の封鎖を宣言し、其の艦隊はメナム河口の砲臺を砲撃して之れを沈黙せしめ、溯江して首都整谷に迫り、メーコン河以東の領域全部の割讓と償金三百萬法の支拂を要求した。タイ國は唯々として此の苛酷なる要求に聽従する外なかつたのみならず、更に保障條件として佛國が要求したタイ灣東沿岸チャンタブーン地方の保障占領並にメーコン河西岸二十五浬以内に於けるタイ國軍隊撤退の二條件をも承認することを餘儀無くせしめられたのであつた。

先是、英國は、十八世紀の末葉から十九世紀の初頭に亘つて、夙に馬來半島の南半を領有したが、一八二〇年代には南部緬甸を改略し、一八八五年上部緬甸を征服し、更に泰支兩國間の緩衝地帯たるシャン・ステーツの宗主權を獲得し、斯くて英國の勢力が南西北の三方からタイ國を壓するに至つて居た。然るに泰佛事變の結果、佛國がメーコン河の下流に於けるのみならず其の上流に於ても亦該河東岸の地域全部を領有することゝなつたが爲めに、英佛兩國の勢力が目睫の間に相對峙する新情勢を現出し、タイ國の國境問題は英佛兩國間に於ける極めて困難なる交渉案件となつた。爾來兩國の間には久しき折衝を重ねられた末、一八九六年英佛協商の成立を見、之れに依つて兩國はメナム河流域の不可侵を承認したのである。

佛國が過去の侵略的行動に依りメーコン河流域地方に於て獲たるところは未開發の地方多く、従つて同國のメナム河流域に對する慾望は容易に制し難いものがあつたのであるから、此の協商に依つて、同國のタイ國中原地方への進出を抑制し得た事は、英國外交の成功と認められたのみならず、タイ國にとりても亦決して無意義のものでは無か

つたのである。然るにメナム河流域はタイ國領土の一部分たるに過ぎず、南方の馬來半島部や、東部及び東北部のメーコン河流域等タイ國領土の廣大なる地域は不可侵の保障から、除外せられて居たのであるから、タイ國の憂懼は容易に之れを拭ひ去ることが出来なかつたのは當然である。之れに對して英佛兩國當局は、メナム河流域はタイ國の人口と資源の重要部分を包含する地域であるから、外國人のタイ國に對する通商の見地から特に之を重要視したのであつて、此際メナム河流域のみの不可侵を宣言したるの故を以て、其の以外の地域の可侵を意味するものと看做すべきでは無いと辯明した。乍併此の辯明に拘らず、一八九六年の英佛協商は、馬來半島のタイ國所領に對する英國の野心と、東部國境地方に對する佛國の慾望が、近き機會に於て必然其の鋒鏑を現はすに至るべきことを暗示するものと認められた。

其後佛國の關係は多少の改善を見ないでも無かつたが、同國は容易にチャントプーンの保障占領撤退を肯せず、且つ治外法權を濫用して幾多の紛擾を醸成した。於是乎泰佛兩國間に於ける永久親善關係に妨げある一切の障害を除去する目的を以て交渉が開始せられ、終に一九〇四年の條約が成立した。タイ國は此の條約に依つて、北方に於てはルアング・プラバングのメーコン河以西の地を、又南方に於てはメーコン河以西の舊東甯寨領の一地域を佛國に讓渡し佛國はチャントプーンの保障占領を撤退した。同時に英佛兩國はタイ國に於ける相互の地位を一層明確ならしめんが爲め交渉の結果、一八九六年の英佛協商を再確認するの趣旨を以て新たに宣言書に調印し、メナム平野の東及び南東所在のタイ國全領土及び附屬島嶼は佛國の勢力範圍に屬し、其の西部所在のタイ國領土は馬來半島及び附屬島嶼と共に英國の勢力範圍に屬すること竝に兩國は各自の勢力範圍内に於て、各々行動の自由を有することを承認した。此宣言は英佛兩國がタイ國の東西國境劃定に關して相互の自由行動を明確に承認したものであつてタイ國の危機は此の時に

於て恐らく其の絶頂に達したものと思はれる。即ち佛國は更にタイ國に對して交渉を開始し、終に一九〇七年の新條約に依つて、メーコン河以西に連るバツタンボンダ州の大平野を併合すると共に曩に一九〇四年の條約に依つて割取した領土の一部分を返還した。之れに對してタイ國の獲たるものは亞細亞人たる佛國籍民に對するタイ國の管轄權の承認のみであつた。英國も亦同時にタイ國に對して交渉を開始し、折衝二ヶ年を経て一九〇九年の條約が成立した。即ち英國はタイ國に於ける領事裁判權の一部を撤廢し、且つ南部タイ領の政治に干渉する從來の主張を抛棄し、之れに對してタイ國は馬來半島に於ける其の國境を北方に退讓して、ケダ、ケランタン及びトレンガヌの三州を英國に割讓したのである。

斯の如くタイ國は東西から迫り來る英佛兩國の壓力に直面しつゝ、頗る困難なる外交上の折衝に依り、辛うじて危急存亡の難關を切り抜け其の獨立を維持し得たのであるが、それが爲めには東方に於ては、九萬平方哩の廣大なる地域を佛國に奪はれ、南方に於ては一萬五千平方哩の地域と百萬の人口を包含する馬來三州を英國に奪はれたのであつてタイ國が忍ばざるを得なかつた犠牲の甚だ大なるものゝ有つたことは、タイ國民の決して忘るゝを得ざる所である。

其後間も無く第一次歐洲大戰の勃發に會し、タイ國は英佛の慾望に依つて參戰したる結果、戰捷國の一員として巴里條約に調印して國際聯盟の原聯盟國となり、英佛兩國も最早タイ國に對する侵略の鋒をおさめたかの觀もあるやうになつた。乍併一九二四、五年に亘る條約改正に於ても尙ほ完全には不平等の地位を脱すること能はざりしのみならず政治的にも兩隣接壤國の強大なる勢力の制壓の爲めに、事實上タイ國の自主的行動の制限を被むること甚だ大なるものがあつた。蓋し英佛兩國の欲する所はタイ國を兩國の間に分割するか、然らざれば同國が微弱なる緩衝國として獨立の地位を保つことにあるのであるから、兩國はタイ國に對して、政治的には重壓主義を以て臨み、經濟的には不開

發政策を以て臨み來つたのである。無力なるタイ國は之れに對して如何ともすることが出来ないであつて、タイ國の獨立は有名無實であると云はれた所以も此處にある。

三〇

一九三二年の立憲革命の眞因は、斯かる屈辱的な環境からタイ國を救はんが爲めに、國內新體制を確立せんとする事にあつたのであつた。皇族を中心とする現状維持勢力に代りて新たに成立した立憲政府は、着々諸般の改革を斷行して國民精神の昂揚を圖り、最近興隆の實績擧りつゝあるのは事實であるが、其の國防や經濟上の實力の充實は前途尙ほ遠達なるものがある。現状に於ても接壤兩國の侵略的壓力の捲土重來は、依然としてタイ國の深憂である事を免れない。夫れ故に第一次歐洲大戰以後に於ても、その獨立維持と領土保全に對して、何等かの保障を得ようとする希望を有つて居たのは自然である。タイ國が他の諸小國と同様、常に國際聯盟に忠實なる態度を持し來つたのもそれが爲めであり、同國の外交が英佛追従を事としたのも已むを得ざる次第であつた。一九三二年の革命後に於てすら此の傾向から完全に脱却することは出来なかつたので、同年十二月制定の成文憲法に於ても、タイ國は國際聯盟規約の規定に反しては戰爭をしないといふ意味の規定を設けた程であつた。

事情右の如くであるから、今回日英佛の三大強國との間に領土保全の相互尊重を締約することを得たのは、タイ國外交の成功であるといふ應考へてよいと思はれる。殊にタイ國が是等諸國と全く對等の地位に於て斯かる政治條約を締結したのは同國外交史上初めてのことであつて、之れに依つて著しく同國の國際的地位をたかめ得たものと云ふべきである。殊に注意すべきは、今回英佛兩國がタイ國に對して、同國の領土尊重の義務を負ふこととなつた結果として、一九〇四年のタイ國に關する英佛宣言が間接に事實上抹殺せられることとなつたことである。該宣言は既述の通り英佛兩國がタイ國の領土を二分して各自の勢力範圍と定め、相互に右勢力範圍内に於ける行動の自由を承認したも

ので、タイ國としては此の宣言に依りて多大の脅威を感じ來つたものである。然るに今回の英泰及び佛泰條約によりて英佛兩國が各別々にはあるが、共にタイ國に對して同國領土不侵略の義務を負ひたるが爲めに、兩國は一九〇四年の宣言に依りて得たる行動の自由を自ら放棄したことになるのである。此の一事は英佛對泰國不侵略條約の締結によるタイ國の一大收穫たるを失はずと思考せられる。

然るに新聞紙の報道する所に據れば、今回の締約は、從來英佛の侵略を怖れて居り従つて出来得べくんば關係國から永久中立の保障を得んことを望んで居たかも知れぬとすら思はれるタイ國の側から之れを希望したのではなくして佛國が先づ之れを提議し、英國が之れに追從したのだといふことである。此の點に就いては、何れの側からも未だ公然たる説明を得ることは出来ないが、最近數年來タイ國民の興隆の意氣大に揚がり、失地回復熱すら熾んならんとしつゝある事實に顧み、又昨秋第二次歐洲戰亂勃發以來の推移にも顧みて、右の如き新聞報道は、決して無稽の臆測のみとは云ふべからざるものがある。即ち今日現在の情勢の下に於ては、侵略を怖れるものはタイ國にはあらずして、却つて英佛の兩國なのである。時勢の變遷洵に感慨深きもの無きを得ざる次第である。

タイ國と英佛兩國との關係右の如くなるに比べて、日泰間の關係は全く之れに異なるものがある。日泰兩國が條約上の修交關係を結ぶに至つたのは明治二十年のことであつて比較的新しく、英佛米等の諸國よりも三十年餘も後れたのであるが、事實上に於ては兩國の國交は數百年來の久しきに及んで居るので、而してその久しい間兩國の間には些かの紛争をも見たこと無く、現在に於ても、政治的にも將又經濟的にも相互の利害の相一致すること他に其の類例稀有である。即ち日泰兩國は、經濟的には全く有無相通する關係にあり、政治には共に東亞の獨立國として東亞新秩序の建設と其の維持の責任を分擔すべき地位にあるのである。されば今回日泰兩國が相互に其の領土權を尊重するのみな

らず兩國の間平和及び友好關係の存在を確認する締約を爲すに至つたのは頗る自然であつて、實を云へば斯かる條約は今日を俟たずして夙に成立して居らねばならなかつた筈のものである。それが今日迄成立して居なかつたのは、相互信任の事實は文書以上のものがあつた爲めといふの外ない。斯かる次第であるから今回日泰間に成立した友好親善條約と、侵略に對する現實的な危惧を動機として締結せられたる英佛對泰國間の不侵略條約とは、領土權相互尊重に關する限り、文字の上でこそ共通であるが、兩者その精神に於て甚だしき懸隔あるものである。

締約國の一方が第三國から攻撃せられる場合には、締約國の他方は該第三國を援助せぬといふ義務は、日泰及び英佛對泰國條約に共通の規定であるが、之れは、從來の同盟條約の消極的方面を規定するものであつて、之れをタイ國の側から見れば日英佛三國の何れかその他の國との間に開戦の場合に、是等三國の敵國の陣營に参加せざることを約したものである。即ち、現下の歐洲戰亂に關して言はゞ、タイ國は獨伊を支援せざるの義務を英佛に對して負ふものである。又支那事變に關しては、同國は重慶政權を援助せざるの義務を日本に對して負ふものと解すべきである。更に又若し日英佛三國の間に開戦の場合にありては、タイ國は其の何れをも支援することなく中立を守るべき義務を負ふものである。而して日本と英佛とは、タイ國の領土權を尊重すること、タイ國を攻撃する第三國不援助の義務を負擔することに於て、同一の立場に在ると共に、萬一日本と英佛との間に戰爭勃發したる場合に於て、タイ國をして英佛と日本の何れをも援助するを得ざらしむるものである。今回の締約は、英佛兩國が東亞に於ける其の領土の保全を圖ると同時に、日泰兩國の提携を未然に防止せんとする魂膽に出でたものであると、觀測するものゝあるのは之れが爲めである。

英佛對泰國條約に於ては、締約國の一方が第三國に對して侵略的戰爭行爲を爲したる場合に於ては、締約國の他方

は、直ちに本條約を廢棄し得る權利を留保することが規定せられて居る。此の點は日泰條約には規定されて居らぬのであつて、兩條約の相違の顯著なる點である。即ち此の規定に據れば、例へばタイ國が佛國と開戦したる場合に於ては、英國は直ちに本條約を廢棄してタイ國領土不侵略の義務から免かれ得るのである。之は英佛兩國のタイ國に對する消極的攻勢ともいふべきものである。何となれば英佛兩國は其の何れかタイ國と開戦した場合には、其の他方は直ちに本條約を廢棄して後方からタイ國を脅かす姿勢をとり得ることゝなるからである。タイ國が萬々一にも開戦することあるべきことを想像し得るのは英佛の二國以外には無いのであるが、タイ國としては、英佛の何れかと開戦することある場合には、此の條項の結果として、必然その兩者を敵とするに至るべきことを覺悟しおかざるべからざる次第であつて、従て英佛兩國がタイ國に對して負擔する第三國不援助義務の如きは全く有名無實の規定であり、不侵略の約定も亦極めて非效果的のものであると云はねばならぬ。結局英佛對泰國條約の前記の規定は、英佛兩國の新興タイ國挾撃の共同作戰を暴露したるものと云ふべきである。英佛兩國のタイ國に對して意圖する所が、日本の夫れに比べて著しく異つて居ることが知られ得る。

更に日泰條約は兩國共通の利害問題に關する情報交換及び協議を約して居る。之れは同條約が英佛對泰國條約と相違する今一つの重要な點である。兩國が共同利害問題の處理に協力するといふ迄に至つて居らぬことは聊か物足らざる感もあるが、情報交換及び協議の約束だけでも相互の間に友好信任の關係があるにあらざれば出來ないものであり、又情報交換及び協議は協力に進む前提でもある。少くとも此の規定に依りて兩國は共同利害問題を有つものであることが認められた丈けでも大なる意義がある。何が共同の利害問題であるかに就いて兩國間に別に諒解が有るか無いかは知ることが出來ない。恐らく夫れは現實の場合に就いて判斷せられる外あるまいが、其の最も重要なものが

東亞民族の爲めの東亞の自主的新秩序の建設維持であることは疑ひの無いところである。而かも此の規定が如何に有效に活用せられるか否かは兩國當局の誠意と相互國民の努力に係るものである。

之れを要するに、從來は専ら英佛兩國のみの政治的勢力範圍と認められ來つたタイ國に於て日本も亦英佛兩國と相並んで否な夫れ以上に緊密なる政治的利害關係を有つものなることが、日泰友好親條約の締結に依つて明確に承認せられたのである。此の一事は今回の條約のもつ最も重要な意義と認むべきものであつて、日泰國交史上の劃期的事實である。現にタイ國が英佛兩國から不侵略條約締結の提議に接したるに當りて、同國は先づ之れを日本に諮ることなくしては、其の締結を敢てしなかつた事實は、最近タイ國に於ける日本の政治的地歩を物語るものである。

尙ほ終に一言すべきは、今次歐洲戰亂の推移と國際情勢の急變轉に顧み、又最近タイ國民心の趨向に顧みて、今日此の際英佛兩國との間に相互不侵略の保障を得たことは、果して同國民の要望に副ふ所以であるや否や、又斯の如き國際義務の負擔が今後のタイ國外交の指導原理と相背致することは無いかは尙ほ研究の餘地ある問題であると考へられる。

○タイ國外交史に輝く泰佛、泰英間 不侵略條約の成立

六月十二日東京に於て日泰友好親條約に調印したるタイ國政府は、同日英國及び佛國との間にも夫れく不侵略條約を締結した。即ち泰佛不侵略條約は六月十二日午前十時、盤谷スアン・クラッパ宮殿に於て總理兼外相ルアン・ビブン氏と駐泰佛國公使レビシェー氏との間に、又泰英不侵略條約は同日午前十一時、同所に於て首相兼外相と駐泰英國公使クロスビー氏との間に調印せられた。タイ國外務省は右等條約の締結に關して大要左の如き聲明を發表した。泰佛間及び泰英間不侵略條約並に泰日友好關係及び領土權相互尊重に關する條約の調印は、東洋の地域に於ける平和の維持に貢獻するものとして歓迎せられるであらう。是等の條約は何れも特にタイ國領土の完全を尊重することを規定し、且つ締約國の一方が第三國と交戦する場合に於て締約國の他方は該第三國を援助せざるべきことを規定して居る。而して是等の約束は凡て相互的である。

右條約に關する交渉は數ヶ月來繼續せられたものであつて、現下の歐洲の戦争とは、何等の關係も無い。本條約の締結はタイ國政府及び國民の平和的意圖を例證するものにして、タイ國政府の常に堅持する平等友好の主義の適用と看做さるべきものである。タイ國は從來常に條約上の義務を嚴守し來つたもので、本條約も亦嚴重格守せらるべきこと勿論である。

佛泰條約調印後、佛國公使とルアン・ピブン總理との間に左の挨拶が交換せられた。

佛國公使の挨拶

總理閣下、本使は茲に本國政府の名に於て佛泰兩國間不侵略條約に欣然署名を了したり。本條約はデモクラシーの原理即ち法と理性に依る平和を確認するものにして、この主義が本條約に於て率直に採用せらるゝを得たることは署名者として本使の名譽とする所なり。佛國政府はタイ國の民主主義的態度を賞讃し、亞細亞安定政策を採られたる閣下の毅然たる決意を多とするものにして、茲に閣下に對して無限の感謝を表するものなり。

首相答辭

閣下、タイ國政府及び國民の名に於て、本大臣は閣下の懇切なる所言に對して謝意を表し、又閣下をして本日泰佛不侵略條約に調印せしめられたる佛國政府の友誼と高意に對して、滿腔の謝意を表せんとするものなり。

佛國政府が本日我等に與へたる名譽はタイ國民の忘るゝ能はざるところにして、泰佛兩國間の傳統的友好關係不變の明證たることを本大臣は茲に確言せんと欲す。

タイ國民の冀求するところは正義と平和あるのみにして、本大臣は此の不侵略條約の調印に對して最大の満足を感じざるを得ざるものなり。蓋し本條約は常に兩國文化の表現たるのみならず、兩國が正義と平和を愛好することを世界に宣示するものたればなり。

本日茲に本條約の調印を了せるに當り、本大臣は本條約の締結に關して盡力多大なりし閣下に對して、政府及び國民の名に於て最も深厚なる謝意を表するものなり。

次に英泰條約調印後、英國公使と首相兼外相との間にも亦左の挨拶が交換せられた。

英國公使の挨拶

本使は歴代駐泰英國公使中最も幸運に恵まれたるものなり、何となれば本使は本國政府を代表して貴國政府と再度歴史的意義ある條約に調印するの機會を得たればなり。

其の一は一九三七年十一月二十三日盤谷に於て調印せられたる英泰通商航海條約なり。該條約はタイ國史上に一新時期を劃したるものにして、タイ國が完全なる平等、自由及び相互の基礎に於て諸條約國と交渉するを得る國際團體の一員たることを承認したるものなり。本日調印せられたる英泰不侵略條約は單にその内容の重要なものならず本日佛國との間に締結を見たる同様の條約と共に、タイ政府の締結したる此の種條約の最初のものたることによつて其の意義深きものあり。

乍併右二種の英泰條約の間にはその効果に於て一の顯著なる差異あり。只今調印せられたる條約は、タイ國史上に一新時期を劃するものたりし一九三七年の條約とは異りて、英泰關係に何等新出發を暗示するものにはあらず、又右關係に何等本質的變化を招來するものにもあらずなり。

由來英泰兩國の關係は常に最も友好敦睦にして兩國何れも相手方の領土又は政治に對して侵略乃至干渉の意圖を有したること無く、兩國は國交開始以來常に良友にして最善の隣人たりしなり。果して然らば茲に英泰兩全權委員の署名を了したる條約は如何なる効果を齎すものなりやと云ふに、兩國間古來の此の至幸なる關係を公然再確認して兩締約國の常に把持する相互の尊敬と同情を正式に確證せんとするものなり。

本使は傳統的なる友好關係の再確認が一般的平和に貢獻すること大なるを信じ、又東洋の地域に於て隣國相互の間、斯くの如き信頼と好意に充ちたる平靜なる空氣の瀰漫せるは關係者の均しく満足するところなるを信せんとするも

のなり。

かく觀じ來りて、本使は此の不侵略條約の締結を促進せられたる閣下の高邁なる心事に對して尊敬と讚美とを捧げざるを得ず。閣下は單に拔群の軍人たるに止らず、最も熱烈なる平和の愛好者たるを立證せられたり。諸外國との關係を惡化せしむることなくして、貴國の精神的及び物質的進展確保の大事業を達成せんとする閣下の愛國的努力に對して民心の歸伏すること必然なり云々。

尙、首相兼外相の答辯は佛國公使に對すると同文に付略す。

(六月十三日盤谷クロニクル紙所載)

○眞のタイ國認識を深めよ

大山 周三

白象の王國タイ國の姿

此の國の地圖を鳥瞰するに、本土を中心として、其の口元より南に馬來半島と成つて長く蜿蜒たる態は、何れも珍奇と憧憬的の成つて、我々の興味を唆るものがある。これ何ぞ今日の若きタイ國を指すもので、或る者はその異様の態を稱して猿の尾にこれを譬へ、或る者は彼れを生蟲の突起せる態と呼び、或は脛足の如しとか勝手様々な判斷の儘名稱附けて居る。

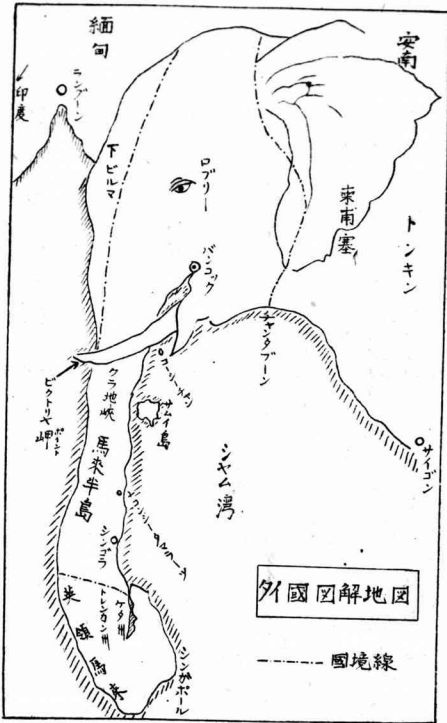
此等は何れも區々たる認識不足の爲めに、蓋し以上の如き批判を下す些細な事から、斯かる誤謬觀即ち皮相觀が偶々此の國の存在をして色々に取沙汰するに至らしむるのである。従つて世人を誤らしむるに至る解つた様で解らぬもの、觀察がそれではないかと思ふ。

抑も此の國は曾て白象の王國として知られ、白象は國旗に國章にあらゆる方面に吉兆の表徴として用ひられ、自づと昔からこれを唱へるに至つたのも偶然の事ではない。

往時シバ神は白象に跨つて神力を示し、釋迦誕生の産湯を運んだ忠實者として、白象は佛教徒の崇拜措く能はざると

ころ、これを尊ぶのも矢張り佛陀に歸依せんとする國民心理の表現に外ならぬと謂へる。殊に此の國の華やかなりし戦争物語りには、必ず勇將の跨つて敵を脅威した殊勳が、象の果敢なる戦闘力の誇りとして傳へられ、後世に精悍なりしを偲ぶに足るものがある。

四〇



今も産業上には象を役使して運搬に、耕作に、或は安全なる奥地交通機關として重要な役目を果しつゝある。

斯の如き國民の日常生活と離るべからざる深い密接な所由こそ此の國の代表名詞にまで用ひらるゝに至つた所以である。恰も日本人が旭日に憧れ、日章旗を國旗とする所以も何れも國民精神の表現に外ならぬので、タイ國人の象に對する親しみも亦之れに等しき因縁の存するものありと想像するに難くない。併し今の國旗は青赤白の三色旗に變はつたが、象に就ての考へ方には變りないのである。

そこで今此の國の地圖を點検するに、宛ら象頭として圖を畫ける同國の姿も偶然にも其の宿命的存在を暗示して居るかに見える。

その態を圖解的に説明してみるに(右圖参照)

圖の如く、恰も象の巨頭は勃然と亞細亞の一角に現はれ、其の姿は過去の四圍の壓迫に縛らるゝ窮屈さより將に自由ならんとして立つ姿勢によく似て居るのが窺はれるのである。

其れこそ今後東亞新秩序建設に向つて一役買つて、將來外夷來襲に備へ、東亞南端の歩哨を此處に忠實に見守らんとする役割を擔ふものであらう。これ即ち東洋に共通責任を有する銃後の守りを共にし、永遠の平和を理想とするものであつて、これに備ふるにタイ國としては多事多端の前途を控へて居ると見ねばならない。

タイ國近世史を緝けば、タイ國は過去幾多外夷の強壓に遇ひ、遂にこれに敵し難く、受けた痛手は未だ癒えぬ創痕の跡を残し、今日猶ほ静養中にある若き象に譬へれば、如實に其の姿を見る事が出来る。但し幾度か手酷く受けた傷は容易ならぬ重患で、象頭の前額面を剥り去られた跡を見せて居る。丁度下緬甸より馬來半島西海岸に連りピクトリヤポイントに至る迄は西曆一九〇四年に英國に蠶食されたのである。

四一

即ち象の前面は將に封ぜられ前進歩行不能の態は、智と富への道を與へぬ植民政策を此の點に遺憾ならしめて居る。所謂向上發展の餘地を絶たれたに等しき宿命を意味すると謂ふのである。

而も、ビクトリヤポイントは後日象の戰鬥力を撃射し得る牙先に當る箇所であり、既に英國側の領土内に編入されて居ることは、其の活動を自由ならしめぬに等しきものと見て差支へない。

曾て日本に於て、タイ國領馬來半島中腹のクラ地峽開鑿問題を唱へしは、此の象牙の筋道を指し、難工事とは思はるゝが東海岸チュンボンより西海岸ビクトリヤポイント岬に通ずる間で、此の重要沿道は英國として何んで獨り日本に開鑿の手を染めさせようぞ、解り切つた話である。ビクトリヤポイントには要塞あり、飛行場あり、種々の軍事施設等あり、望遠視みのタイ國觀や、昔見た夢物語りを追つての觀察者の特に注意を要するところではなからうか。

凡て解くところに誤りあらば、聞く者の説は更に誤るものであることに一層慎重考慮を要すべきと思はる。徒らに美文美化したタイ國記事は眞の事情紹介の所以ではない。

次に象の後頭部に當る側面の部分を指すのであるが、一九〇七年にその部分が佛領印度支那に編入され東甫塞の一部バタンボン州シエムラーツ州其他を佛國に奪はれるに至つた。殊に東甫塞にはアンコールワットの佛蹟があり、佛教徒タイ國人の遺恨骨髄に徹すと、これを聞くに耳の痛いとは洒落ならぬ、無理矢理に掘取られた痛さは彼等の忘る能ざる痛恨事であらう。此の時より既にタイ國は聽覺を失ひ、智能の啓發、向上、進歩への道を閉ざされて終つたに等しかつた。従つて以後タイ國は近代文化に觸れ得ぬ宿命を餘儀なくされて漸次退嬰的となつて來たのも、彼等政策の衝中に陥つた事を物語るものである。

最後に象の生命とも頼む鼻端を折られ創痕痛はしき姿ではある。超えて一九〇七年には英タイ新條約なるものが兩

國間に締結された時、ケダ州トレンカン州ケランタン州の三州をそつくり奪はれた。それが今日の英領馬來と稱するもので、半島南端の極めて有用な領地を指したものである。それで全馬來の價値も骨抜きと化した事は無慘にも象の鼻端を折られたに等しいからである。

それで象としての存在は以後自ら積極的に餌を求めて肥え成長の見込なきは勿論、戰鬥力さへ失ふの結果を産んで居る。言ひ換れば、タイ國の經濟が常に新嘉坡に依らなければ對外貿易も出來ず、タイ國物資の海外への供給は全く封ぜらるゝ弱みが醸されて居る。斯かる點が最も注意すべき要點であつて、所謂英國に隷屬を餘儀なくされつゝある肝腎な鍵を握られて居るに等しい。

所謂、以上の如く象の前額が封ぜられて前進し得ず、鼻端を折られて自ら餌を漁り得ず、聽覺を奪はれて聴くに耳なきの有様で、従つて肥え成長し能はざる運命にある。唯辛うじて首府鑿谷の海に望む方面は開放され、獨り口中に入る獲物のみによつて生を保ち得るに過ぎざる現狀である。言ひ換へれば、獨立獨歩して向上發展の道を自ら開拓し世界文化の水準には到達し得ぬ如く、あらゆる點に於て拘束されて居る事を諷刺して見ゆることが過去の經緯を語るものである。

それで東亞新秩序の黎明はタイ國にも訪れ、今日の世界的轉換期に當つて以前失はれた點を挽回し、タイ國建設に當らねばならぬ使命であると信ずる。立て！タイ國の若人！若き象の平穩速にして且つ將來の活躍を祈る。

以上タイ國をシンボルするものは即ち象なりとは筆者の永年主張し來りたるものなるも、これは決して偶然に非ずして此の國の宿命を意味する。斯く必然的の運命に曝らされつゝある象の存在に一警告を與へ、且つタイ國現在事情の一端を見る認識に當て度い。

現に英領ビルマ並に佛領印度支那と隣り合ふタイ國が、而も其の間に挟まれ、爲めにこれ迄此の兩勢力の緩衝地帯と稱へられ來つたが、これは過去當座の地理的情勢から判斷しての謂ひに外ならぬので甚だ早計な觀察であつた様に思ふ。若し英佛によつて唱へられた説とすれば、彼等の野心をカムフラージュせんとする巧みな言葉を用ひたとしか考へられぬのである。

實際問題として十九世紀末期に至る迄、英佛としては明らかに彼の野望を逞ふした事實があるからである。即ち兩隣勢力の浸潤は當時にあつて刻々と迫つて將に同國を兩分せんとした形勢すら窺はれるのである。而して久しきに亘りその情勢の動もすれば壓迫的となつて、同國は屢々これに悩まされ來つた幾多の歴史が繰返へされつゝあつたのである。

其の内一九〇七年同兩國は共に現タイ國に對し、治外法權撤廢を交換條件として遂に領土の割讓を強ひらるが儘、タイ國のこれに従はざるの餘儀なく、同時に彼等に對して資源開發の自由活動を許容したのであつた。

特に注目すべきは同國の政治、經濟、財政並に内政上の不備缺陷を整備改善せしむる意味に於てタイ國政府權要の部門に英佛人に限る顧問制を採用せしめた事である。

斯くの如く表面恩義を寄せその實彼等の野心貫徹を目標とする下準備に當てた計ひにあつたと、これを見る向もあるが、果して眞なるか否かは別として同國は極めて危険な雰圍氣中に一時曝らされて居つた事是否定し難き事實であ

つた。

それ以來、此の國に對し平和的經濟的進出より他意なかりしとは謂ふもの、彼等は産業方面に於て出來得る限り條約上の特權を行使するに吝でなかつた。先づ英國は自國人による同國內に企業を惹惹し、北部地方の森林事業、南部馬來の鑛山事業等の得意の箇所、區域を當座の計畫より全く必要以上に廣大なる範圍を獲得するに至つた。而して遂に馬來半島全錫鑛山の大部分と北部森林伐材權を英人事業家の掌中に收めしむるに成功したのである。

超えて一九一七年歐洲大戰の勃發するに際し、英佛はタイ國をして義勇軍歐洲戰線派遣を勸誘した手前もあり、以後同國に對する態度は確に一變したものの如くであつた。これに伴ひ東洋方面の狀勢も日本の躍進となり、遂に日、タイ兩國の接近となつて、先進國英佛を凌駕するの形勢を馴致した。殊に經濟方面に於て、物資の有無相通する兩國間貿易關係の進展は目覺ましきものがあつて當時我が國に於ては親善の聲又盛んに朝野の間に叫ばるゝ有様を呈した。

斯かる傾向は英佛の獨りタイ國に對する現狀勢力維持の理想に伴はず、従つて此の新興勢力の割込みに對して將來渺なからぬ支障さへ來すものと焦慮し始めた事は此の國に野心を有する國柄としてこれも有り得る事かも知れない。それで新興國日本の進出に對し彼等は暗に排他的意志表示に出で顧問並に出先官憲の共に意を注ぐところとなつた事はこれ亦争はれなかつたのである。

されど日出づる國、日本を味方として頼むに至つて以來、タイ國自體の列國に對する態度も次第に改まるに至り、殊に革命成就後一層その色彩を鮮明にすると共に事實上日、タイ兩國關係は密接の度を加へたのである。

その事實は又此の國として英佛の野望を牽制するに役立ち、他面尠くとも列強に對するタイ國の地位を有利に導くに物を云はせ、所謂日、タイ兩國が親善國であると云ふ表現が從來英佛の半殖民地と見做された時と比較して全く見

直さしむる様になつたのである。而も其の親善たる仄きはタイ國が列國に對し、條約改正の大難關を今日解決する上に、意外の好結果を得たといふ事である。これは恰も曾て國際聯盟に於てタイ國がその場合何れへも加擔出來ぬところから止むなく棄權の一票を投じた事が、偶々日本にとつて有利を齎らしたといふ事より以上の好結果を彼は收めて居るのである。

之等は事實のどこ意外にも無意識的に、味方としての効果が先方を利せしめたのである。何も親善關係にある立場から故意に計つた事柄でも無ければ誰れの手柄でもない。唯兩國が東洋に利害を共にする處より、一方の優越は一方の不利の立場に役立つ結果を産んだものに外ならないのである。

所謂將來國際間に扶助提携長短相補ふ如き美事ありとせば、其れは日、タイ兩國間にこそ見る事實であつて、英國等との間には絶體あり得ない事である。彼の親善工作は一つに老練外交の巧妙さに依つてのみ計られつゝあるのである。今日タイ國に對する日英兩國の親善への點を比較すれば、其の内容には著しい相違を發見することが出来る。

斯く論じ來れば、日、タイ兩國の接近は寧ろ必然的條件の然らしむるところと云つて差支へない。過去餘りに消極的であつた禍ひは、徒らに他の利用臺となりし傾きがある。

今後東亞建設の大任を加速度的に遂行せねばならぬ責務を有するが、それが爲には速かに積極的方針に出づべく改め、日、タイ兩國の擔ふべき明日の地位確立に邁進すべく、深甚の考慮を拂はねばならぬ秋の來れるを自覺せねばならない。

日タイ親善の眞意義

過去タイ國に對して、我が國は前記英佛の治外法權撤廢の條約締結を見てより後、遅れながらも同様之れを撤廢し更に兩國間には通商航海に關する平等條約の改締を見るに到つた。而してそれが平等である限り何等特權を要求する迄も無く、他國の追隨條約によつた平凡なるものであつたといふ迄である。

然るに、以來日、タイ關係は自然他も羨やむ位日に月に密なると共に、兩國間の氣脈相通するところあつてか、緊密の度一層濃やかなるに至つた事は隠れもない事實であつた。但し、此の兩國間の親善意識は、一般世間の稱する歴史的、地理的の深い因縁に基くものとか、或は條約上、或は經濟上の齎らす關係より來つたものといふより、更に意義深淵なるものであることに氣附かねばならない。

抑も東亞建設の機運は復興せんとする民族の間には、既に其の當時芽生へつゝあつたことを想像するに難くないからである。即ち、白歐東漸勢力へ拮抗せんとする復興精神の意識の現はれとも謂ふべきものであつて、言はず語らずの中に一致し結ばんとする力の現はれとも謂えよう。それで同禍相隣れむ兩民族の然ゆる如き氣概は、自然國情と國情との結びとなつたものであらう。そこで兩者の間に何等利害關係より來る野心や、技巧的外交交渉のよろしきを得たとか、其處に少しの不純なる政策が含まれて居らぬ筈で、他に見る能はざる純情と圓滿さを發見することが其の間に見る特徴である。若し此の兩者の親善たる意義を成すものが、地理、歴史、宗教或は民族上の理由に基くものとなせば、日本以外に更に深き因縁と關係を有する國柄は他にも幾らもある筈で、敢えて日本が親善を獨占呼びする譯の

ものでない。

世に斯かる皮相的觀察を以て親善説を説くものもあるも、これ等は日、タイ親善の根本義に觸れて居らぬ謂ひである。斯かる見解の相違より誤解があり、要らざる自己宣傳にさへ陥る弊害を産み、剩へ過去他の關係國を刺戟するの關の山であつた事に反省すべき點を認むる。

言ひ換へれば、日、タイ親善は飽迄國情の然らしむるところの精神的結合であつて、他國との關係は單なる地理上、歴史上に見るか、或は經濟上、國際交際上より來る事を意味するのであらう。

然るに我が國に於ては、以上の認識不足より、過去屢々親善を宣傳するが如く自ら使節團と命名し、自己の功名心を満たさん目的の爲に利用し、或は之れに事を借りて、利權獲得の野心を抱いて渡航した傾きがあつた様である。これ等は恰も自らの誤解が先方を誤解せしむるに至らしめた如きもので、却つてその宣傳が過ぎたが爲、先方に有難迷惑とさへ思はしめたに至つては徒勞の業であつた。而もその實は現地事情調査旁々の企であり、自己目的達成の便法に名を借りたに過ぎなかつた。

それが爲在タイ第三國人は、これ等使節を迎へるに當つて、猜疑の眼を以て見るものもあつた様で、斯く巷説の一般民衆に影響するところ大なるものがあるといふのである。要するに、タイ國は我が國と異り、都會生活者にはタイ人より外國からの移住者の數が寧ろ多く、而も中産階級に屬するを以て、其の反映するところも又極めて多い譯である。

何事も相手に對する認識に誤るところ無き自信があり、同時に相手と同様な心理の基にこれを迎ふところがあつてこそ親善交際の意義が成立つのであつて、決して自己満足の親善であつてはならない。それで純情なるべき日、タイ兩國の關係が斯かる使節によつて、日本のみ如何にも野心満々とした態度に見えるると云ふに至つては、其の企ては甚だ拙劣なものとも見られる場合がある。殊にタイ國が英佛屬領を兩隣に控へて居る地位にあれば、その間の國際感情を刺戟するは當然であり、斯かる企てによつて折角出來得べき事業も大袈裟となり、遂に外人顧問等の喙が物を云ふに至るのである。斯く親善の意義を取違へぬやう、此の眞意義を理解して將來に處して誤らぬ事を切望する。

日英タイの三角關係

日、英、タイ國を巡る三角關係とは、これ等國々の立場よりする各々の利害が、相抵觸する場合に生ずる暗闘を謂ふのである。その経緯を如何に説明するかは極めて難問題であり、一言に盡すことは恐らく不可能であるが、その事情に就き餘り知られて居らざるが爲、以下適例を以て説明して見やう。

抑もタイ國を中心として、デリケートな國際間の動きを示し、その中にも緊密な關係を有する日、英兩大勢力を廻る詭計が、偶々英の暗中飛躍によつて演ぜられ、日、タイ兩國關係を良きにあしらはんとするところに問題が生じ、獨り有利な地位を占めんとする工作が他を窮地に至らしめて居る。

その關係を尤もよく説明するには、例を以てすることが早解りで、所謂國際問題を個人關係に當嵌めるものである。例へば、今茲に日、タイ兩國を若き男女と見做さんか、彼等は共に潑刺たる元氣に燃え、將來各自處世の爲めに、協力其の實を擧げんと情意投合の親睦關係が結ばれ他の羨望的となつたものである。

而して相互の親睦關係は日と共に密接に、順調に進むに伴れ、一方女性には多くの乘果があり、殊に後見人の資格

を以て自ら任ずる老人（英國）があつて、女性の立場として彼の存する限り、未だ一意一存に何事も計り得ぬ境遇にある。それとは知らざる青年は終始誠意の程を披瀝して獨立榮達の道を説く處あつたが、女性は常にこれを諒としながらも青年の言葉を直に受入れる事を拒んだものである。

その理由は他ではない。夙に兩者の接近を好ましからず思ふ後見人たる自稱資格者は、彼の嬢に懇ろに説諭して曰く、『例の青年（日本）と交るもよいが、彼は世間の知る前科者だと云ふ噂もある男で、曾て朝鮮、滿洲と云ふ生娘を既に二人迄も誘惑して、今は自分の自由にして居るとの話である。猶今日貴嬢にも籠絡の手を伸ばしつゝあると他聞してゐるから、老婆心と思はず御聞きなさい。お爲めにならぬ事は申さぬから』と、いふが如き物語りになぞらへ、麗々しく舊名ロングリエンワングと云ふ貴族學校（新學校名をワチラウツトと云ふ貴族學校を云ふ）の機關雜誌に斯様な記事が掲載されて居つた事を記憶する。

斯く將來ある青年に對して、常に警戒心を斯かる挿話を知らず内に養ひ、明日に備へん離間策を三子の魂に植付けらるに腐心しつゝあることが了解出来る。而して其の後見人の眼は常に背後に光つて嬢の行動を監視し、日、タイ兩國の抽象的親善説は見逃し、開逃しも出来るが、具體的事柄に對しては極力これを避けしめんと努むるのが、今日迄の情勢を遺憾なく物語るものである。それでこれ等の三角關係が極めて表面平穩にして、圓滿に結ばれながら、内面的には斯かる色々の技巧が演ぜられ、無辜の青年のみ後見人の姿を知らず、行動に氣付かず、誠意の程を盡して只管時の來るのを待ち焦がるゝ純情さが窺はると謂ふのである。

以上はタイ國學生雜誌記事「載つた一挿話の一部を抜きとつたものであり、世間にありふれた三角關係の情實をつくりを畫いて居るところに、穿つた此の國の經緯を見出さるゝのではないか。

○タイに於ける英國の動向と民族運動

宮原武雄

一、戦争はタイに波及するか

一九三九年秋歐洲に勃發せる戦争は之を契機として世界經濟の相貌を一變せしめんとしてゐる。

然も參加各國の經濟的存立は根底から危くされんとし、ともすれば再びアルゲマイネクリージに曝されんとしてゐる。

而して各國の政策は好むと好まざるとに拘らず何れも國家主義化し、この傾向の樞軸として選ばれた手段は、軍需資源の獲得を合理化せんとする植民地資源の再分割に外ならず、其處に極めて熾烈なる資源争奪戦と、戦時財源の確保を目指す市場争奪戦とが、世界經濟の上を目まぐるしく展開されてゐる。

而して戦争參加國中最も戦時資源の不足に悩むドイツは、その不足資源たる鐵をスカンジナビア諸邦に、又石油をバルカンに求めんとし、之を不可能ならしめんとする英佛側の反撃は、之等方面に位する中立國の地位を甚だ不安ならしめ、従つて今や國際條約は一片の反古と化し、戦雲は全歐洲を覆はんとしてゐる。而も斯る情勢の下に残されし

最大の原料資源の供給地として、又消費市場としての南洋は、今や之等各國の絶好の好餌たらんとしてゐる。従つて近き將來戦争の一層の進展と共に、歐洲列強が南洋各地に於て爭鬪戦々演ずる事は必然であり、又その抗争より生ずる危険信號は刻々と示されてゐる。

而して目まぐるしく回轉する世界歴史の齒車から取り残され、久しく桃源の夢を食つてゐたタイ國も、漸く迫り來るこの情勢に對處して、今や朝野を擧げて等しく軍國化の一色に塗りつぶされんとし、最近の報道に依れば、更に新銳を誇る軍備が擴充されんとしてゐる。

二、タイに於ける英國の政治動向

歐洲大戰勃發を契機として示せるタイに於ける英國の政治的動向の特徴は、日本の南進を如何に防止するかにつきてゐる。又馬來及びビルマを如何にして保持するか努力にある。而して之が對策として、タイをして英國の藥籠中のものたらしめ、運命的に之等英國の屬領を守るべき、堅固なる防壁たらしむるにある。而も昨春以來急速なる日、タイ關係の發展は、多年タイに對し絶對的支配的地位を逞しうしつゝある英國の許さざる處にして、英國は日、タイ關係に對し、絶えず不安と疑心暗鬼の幻想に悩みつゝ、如何にかしてタイを、より多く自己の傘下に引込まんとして、先にトーマス英領馬來總督は、前後三回に亘つてタイ國を訪問し、同國要人と會見し、借款を好餌に英、タイ提携を提議した。或は又佛印、蘭印、タイ國の軍事當局を誘ひ、シンガポールに於て極東軍事防衛會議を開催、打つて一丸とせる鞏固なる防日陣營を結成し、日本の南進を防がんとしたが、結局タイ當局の拒絶となり、遂にタイ國抱込政策

は失敗に終つてしまつたのである。

然るに最近再び英國はタイ國に對し、軍事的提携を提議したと傳へられてゐる。この同盟の有する目的は今更いふ迄もなく、文字通り日本のタイに於ける發展を壓殺せんとするものである。

即ち萬一日英戦争が起る場合、比較的防備手段の薄弱な馬來のヒンター・ランドとしてのタイ國を、日本攻勢の防壁たらしめんとする意圖であるが、尤もタイは即座に之を拒絶したと傳へられてゐる。

斯る次第によつて英國は、日本のタイに於ける發展を機會ある毎に壓殺せんと試みて居り、その有力なる支柱として選ばれてゐるのが、即ちタイ國政府内に勢力を有する英人顧問である。現在タイ國政府内にある外人顧問の總數は三十九名であり、其の中英國人顧問の數は十四名といふ壓倒的多數である。

タイが王政時代に於て、約百五十名に餘る多數の外人顧問を招聘するに至つたのは、曾て王政の頃、紊亂せる國政の刷新と國內經濟の開發とを計畫し、各方面に配列したのであるが、之等外人顧問は何れもその國內經濟開發を口實に、各々自國の資本權益の誘導に汲々とし、折角國內開發を企圖せるタイ政府は、反つて飼犬に手をかまれた形で、タイの重要資源と収益とは英國を先頭とする各國資本主義の傘下に收められ、タイは所謂半植民地的條件に置かれてしまつたのである。

然るに一九三二年革命政府の樹立と共に、新政府は之等英國を中心とする列強の不當な壓迫と桎梏から脱せんとして先づ以つて行政整理を名目に多數の外人顧問を解雇するに至り、タイ政治史に始めて見る輝かしい一エボックを劃したのである。

外人顧問中大藏省の英人顧問ドルの勢力は、今尙政府部内に於て絶大なる支配力を有し居り、彼が存在する限り、

英國のタイに於ける金融的支配は永久であると言はれてゐる。

一九三九年十二月現在に於けるタイ國正貨準備高は一億七千六百九十二萬一千餘であり、この中英貨證券保有高は四千五十萬五千餘を示し、又タイ政府が保有する金ポンド高は一億三千七十三萬八千餘にして、之等は全部英蘭銀行に預託され、政治的、經濟的にも完全なる隸屬關係にあり、英國は之等の要素によつて、絶えず反撥せんとするタイの民族解放的動きを抑壓してゐるのである。

然るにタイに於ける若き財政家たるルアン・ブラジット氏は、英國に預託してゐる之等の正貨準備をタイに移出し、これを基金として中央銀行を設立し、次いで農業銀行、商業銀行等を設立し、之によつてタイの開発を計ると共に、タイ國經濟を對英隸屬關係より脱却せしめんと企てたが、それは英國の極めて好まぬところとなり、それで英國は一時ルアン・ブラジットを目して『タイに於けるスターリン』として、議會内の保守的分子を動かした。め其結果ルアン・ブラジットは一時佛蘭西に追放されるに至つたのである。

然乍ら斯の大勢は押へ難く、昨年九月十三日タイ國政府は、國庫紙幣發行部保有銀貨並に國庫一般勘定保有銀貨合計五千三百四十三萬六千餘を米國に賣却し、その賣却代金を金塊に代へ、之を以て一九四一年に新設される國立銀行の準備金に充當すべく決定した。之に對し大藏省の英人顧問ドルは『タイは未だ商品、株式、米穀の三取引所のない程度の原始的經濟下にあり乍ら、國立銀行設立は尙早である』と反對したが、政府は遂にドルの反對を押し切つて、國立銀行を設立すべく決した。一時之を機會に英人顧問の總辭職が傳へられたが、結局それは實現せず、依然として英人顧問の支配力は搖ぎもせず、如何に絶大なるかは次の一例で裏書されてゐる。最近タイ政府は盤谷に於ける香上銀行並にチャータード銀行を中心とする七大銀行に對し、バランスシートの提出を求めた。め、日本の正金並に其他の

銀行は直ちに之れを提出せんとせし處、英國系銀行はその提出を拒絶するに至つた。これには種々複雑な關係があり、英國銀行としては政府に提出々來ない事情にあるので、關稅局英人顧問リーブを通じ政府に再三交渉せし結果、遂に提出見合せとなつたのである。

以上未だ政府部内に於ける英人顧問が、如何に勢力を有するものであるか、窺はれる。又之等の顧問は常に意識的に自國權益の擴張と擁護に努めてゐる。就中顧問として古くより關係を持つ英國のタイ産業經濟界に於ける勢力は、牢固として抜くべからざるものがあり、タイの開発は常に英國資本主義によつて指導されてゐる。實際に於て英國のタイに於ける經濟的支配力が、如何に各方面に及んでゐるか次項に詳述することにする。

三、タイに於ける英國の經濟的支配勢力

現在タイに於ける經濟的特徴は、凡ての經濟的動脈が主として英國資本主義により壟斷されてゐることである。財政、金融、貿易、鐵道其他凡ゆる資本主義的經營の大部は、英國資本主義の傘下にあり、従つてタイの統治者が如何なる國と如何なる互惠條約を締結しようとも、現在タイに於ける英國の支配的勢力を打倒せぬ限り、タイは依然として英國の半植民地的な地位から救はれない。今之を先づ最近の英タイ貿易方面によつて窺つて見れば、次の如くである。

一九三八年度タイ國對外貿易額(單位——百餘は當時日本の百五十九圓に當る)

總額 日獨英比較

%

		千 銖	
輸出	一六九、四八四	日本	五、九〇六
		獨逸	三、四強
		英國	一、六強
輸入	一一一、八二四	日本	一四六、〇八一
		獨逸	八五、一弱
		英國	二四、〇五四
		獨逸	二一、五弱
		英國	七、三六一
		獨逸	六、六弱
		英國	三九、八三五
		獨逸	三五、六弱

此表によつて見ても明らかなる如く、英國はタイの貿易を支配的に獨占してゐるのである。唯僅にタイに於ける英國の支配的勢力と、それらのタイ經濟市場に於ける獨占的壟斷に挑戦してゐる國は日本及獨逸である。然乍ら歐洲戰爭勃發と共に、タイ貿易市場に於ける英國の地位は漸く動搖せんとし、極めて不安定な状態を示しつつあり、英國のタイ國向輸出は著るしく減退を示すに至つてゐる。今戰爭開始前後各二ヶ月間に於ける日、獨逸、英、三國のタイへの輸出額を比較すると、次の如くである。

歐洲戰爭前後に於けるタイ國輸入貿易額(單位—銖)

國 別	七 月	八 月	九 月	十 月
英 國	三、四二四、二三五	四、七三七、四一九六	三、三〇一、二八六	三、三三一、八〇〇
獨 逸	九七一、四五五	一、一六〇、七六四	七七〇、七〇八	四四四、二一八
日 本	一、二四、〇三九	一、四五七、七八八	一、三三一、七四一	一、六一三、七九四

以上の如くタイは、從來英國より機械、車輛、藥品、高級綿布等を輸入し、特に綿布は日本と唯一の競争國であつたが、今次歐洲戰爭の勃發により、英國は機械、車輛、藥品等の輸出禁止を施行し、又残る綿布も運賃保険料及生産

コストの昂騰により、遂に日本との競争には一敗地にまみれたのである。而も八 九、二ヶ月間に於ける英國數字の増加は畢竟英國業者の禁輸思惑による一時操作の結果によるもので、殊に今春に至つては全く在來にその例を見ない程の激減を示してゐる。

タイ市場に於ける英國貿易の減退は、英國戰時貿易長官が言明せる如く、全く戰爭初期の一時的現象で、戰爭が長期に亘り英國の戰時政策が整備さるゝに至るならば、かゝる一時的現象にあるタイ市場に於ける失地回復は、英國としては容易なことであり、その曉は以前にもまして日本品市場の壓迫をなすことは、火を見るより明かである。

従つて西太平洋問題が切迫してゐる現在に於て、タイを基點とする南洋貿易市場に於ける日本の活動は、頗る重大なる意義を帯びて來たのである。

更にタイに於て、英國資本主義的帝國主義の發達を培つたものは、其廣大なる領域に秘藏せる各種資源と、安價なる勞働力である。即ち南方タイより馬來(舊タイ領)に至る錫鑛業は、今日英國の戰時資源として、不可缺のものであると共に、一方戰時財源としての有力なる役割を持つものである。現在タイに於ける錫の採掘は英國資本家によつて組織され、ロンドンに本部を有する國際錫制限委員會によつて、一ヶ年僅に一萬九千五百噸の協定量を押しつけられ、従つてタイ國としては一九三九年度に於ては二千一百萬銖を輸出したに過ぎない。而もその經營の九九％は英國資本主義によつて獨占されてゐるため、タイ政府は現狀では手も足も出ないので、近き將來に於て右英人會社の特許期限の更改と共に、絶対に延長を許さず、漸次自國に回收すべく、同時に國際錫委員會に對しても、その採掘量の増加を要求し、一ヶ年五千萬銖の輸出量を獲得すべく目下努力してゐる。然も南方タイの至る所に於て、政府の鑛區回收熱に對應し英國資本家の飽なき擄取に對抗する勞働者のストライキが全面的に展開されてゐる。

又北部タイよりビルマ（舊タイ領）に至る林産資源收益の獲得は、英國をして世界市場に於ける獨占的木材供給國としての制覇を恣まらしめてゐる。

一九三九年度に於けるチークの對外輸出高七百三十六萬七千餘中、その九五％は英國系資本會社の手によつて取扱はれ獨占的に巨利をむさぼつてゐる。最近タイ政府は、將來この方面に於ても國權の回復を計る可く、一九四〇年—四三年に亘るチーク材伐採契約期限更改を機會に、一切之に再許可を與へずとの原則方針を決定し、政府は昨年議會に於て、之等外國資本に對する前後處置を含める新林業法を可決せんとしたが、英資本會社は一致反對、種々裏面工作によつて打開を計りし結果、議會に於ても若干の反對者があつたが、關係委員會は之が法律を九票對五九票の絶對多數裡に可決した。

尙此他英國はタイ國海運界を完全に支配し、英國籍船舶は一七〇雙、二〇萬噸に達し、總體の二五％に及び、その代表的會社はストリート汽船會社であるが、之等は主として盤谷——新嘉坡間の輸送に従事し、歐洲向貨物の大半は、これらの英船によつて、新嘉坡積換で歐洲に向けられてゐる。従つて英國がタイに於て搾取する海運収入は莫大なるのである。

四、民族解放運動の眞意義

以上要約するに、タイに於ける英國初期の動向は政治的野望を孕める重商主義的政策であつたが、其後漸く資本主義的性質を帯び資本的帝國主義への推移は、當然タイ國經濟に本質的變化を與へるに至り、英國はタイをして單なる

貿易市場としてでなく、廣汎なる領土の無盡蔵な各種資源の獲得に着目するに至つたのである。かくて侵略的資本投下は、同時にタイの市場を單なる消費資財のための市場ではなく、生産資財のための市場へと轉化せしめて行つた。かかる結果タイ人の經濟生活は根本的に變化し、この經濟的分野の變化は、必然的に行政組織と立法制度改革創設等の必要を生じ、斯くてこれに伴ふタイ政府内に於ける英人顧問の數は益々増加し、英國は事毎にタイの國策に干渉を加へ、タイをして英國の半植民地位置においてしまつたのである。

然乍ら一面この様な状態の下にあつて、タイの青年層は先以て自國を英國帝國主義の傘下より完全に脱却せしめ、政治的經濟的壓迫とその桎梏より解放すべく、最近熾烈なる國民主義運動を展開してゐる。

最近タイ國首相にして之等青年層に於ける民族運動の指導者たるルアン・ピンス少將は、次の如き演説をなしてゐる。

「此東洋に介在する友邦日本は、過去に於ては我國と同様外國の鼻息を窺つてゐたのである。而も日本は國家の發展は一に軍備の充實にあると自覺し、之に全力を集中したのであつた。結果は當時世界の強國たるロシアと戦つて勝ち一躍列強に伍し、益々軍備の充實を計つたのである。現在その豫算は國家歳入の六〇％に達する状態である。即ちそれは我タイの歳入豫算一億一千萬銖に對する六千二百萬銖に當るのである。

而して之を顧るに、我タイの軍事費は僅に二千五百萬銖に過ぎないのである。又日本はこの軍備充實の線に添ふて發展し、尨大なる軍需工業の發展を齎すと同時に、之によつて國民生活の收入は著しく向上してゐる。

以上之に反し我國の現状を見るに思半ばに過ぎるものがある。例へば我國に於ては産業を開發せんとするも、外國の權益に押へられてその自由を缺いてゐる。之は我國が未だ之等外國の不當なる壓迫に對し、抗争出來得ない程軍備

が劣勢であるからである。現今列強が執りつゝある方策を検討して見ると、常に産業も貿易の發展も武力の支持後援があるからである。斯る見地よりして見るにタイを列強の桎梏より開放せしめ、更に發展せしむる道は一に軍備の充實であり、同時に國民諸氏の一致團結にある。従つて我々の今後進むべき道は、東洋の先進國日本の發展に學び、而して更に新興ドイツ精神をとり入れ、若きタイ精神の昂揚に努めねばならない』

かゝる結果に於ける民族主義運動は、最近二三年の間に恰も野火の如き勢を以て全國的に風靡してゐる。さうしてかゝる氣風は政治に、經濟に、教育に、文學と凡ゆる層に漲つてゐる。例へば教育の方面に於ては、政府は昨年五月全國の各學校の青年學生に對し、男子は五分刻、女子はパーマネット・ウエーブを禁止すべしとの國粹的法令を施行したり、或は長時間の軍事教練を強制的に實施してゐる。又かうした傾向は娛樂方面にも及び、最近迄此國に全盛してゐたアメリカ風のジャズや、甘い官能的な流行歌は街から姿を消し、之に代つて勇壯なるメロデーになる軍隊行進曲風のものも流行し、又シネマなどでもプログラムが終ると必ず若きキングの御眞影を映出し、國歌が奏でられ、觀客は一齊に起立して敬意を表すといふ國粹的シーンを展開してゐる。又文學的方面に於ても、愛國的思想によるものが青年間に迎へられてゐる。今タイ國に於ける愛國的文學の最高峰たる『レチャン』は、タイの現状を極めて適切に表現してゐる。

『私達は今迄温々とした光のない箱の中に育つて來た。濃刺たる太陽の光に浴し、思切り背伸したいと思つて、僅な箱の隙間から外へ出ようと思つたら、鋭い鋏が私達をまつてゐる。だがそれにも臆せず小さな双葉はこの押へつける力をはねのけてすくすくと伸びて行かうとしてゐる』これは如何にもタイ人らしい表現で、タイの若き人々の間に於ける民族解放的思想を物語つてゐるのである。最後に見逃してはならないのは、此國の民族解放運動の中心となつて

ゐるユワチオン運動の存在である。これはドイツのヒットラー・ユンゲントにも比すべきもので、新興タイ國の將來を擔ふべき堅實なる青年によつて組織されてゐる。

そして熱血首相ラン・ピボン少將の股肱として、ナチス・ドイツの女性を母とし、舊きタイの老將軍を父とせる若き無任所相ブランユン中佐によつて指導されてゐる。同中佐の熱烈なる愛國心と卓越せる指導手腕とは、創立日淺きにも拘らずその團員は、今や全國に十萬を越えるに至つてゐる。

この運動に關しナチス・ドイツの指導者にして、ヒットラー・ユンゲントの幹部たるフォン・ウルデン氏は『最近タイに於ける民族開放運動は、タイのヒットラー・ユンゲントとも稱すべきユワチオンの青年達によつて發展しつゝある。タイに於けるかゝる動向こそ、やがて名實共にタイの國際地位を確固たらしむる結果となり、又それによつてタイ國の老支配者たる英國の最も打撃を受くところとなるであらう。而してタイ國に於けるかうした青年の一步一步の成長は、畢竟英國勢力の一步一步の後退を意味することである』と述べてゐる。

兎もあれタイ國に於ける民族開放運動の發展と、國家的躍進の氣風は、時と共に一層獨立國の誇りと信念を深め行き、更に此國の將來の政治的分野に、新らしき鞏固なる地位を確立しつゝある。

而もこれ等新興民族の歴史的回轉は、新亞細亞の盟主若き日本と結んで行はれんとしてゐるのである。この故に日本はタイ國の複雑微妙なる立場を深く理解し彼をして不安ならしめる情勢に於てタイを導き、同時に何れの點よりするも、日本は歐米列強よりも優つてゐるといふ認識を與へ、自然日本頼るべしの感を國民の間に透徹させ、眞の日タイ兩國國民の民族的融合によつてピツタリと結び合ひ、共存共榮を基とせる新亞細亞文化の建設に努めねばならない。

○泰國に於ける華僑の情勢（其二）

天 田 六 郎

一、タイ國に於ける華僑の經濟的役割

タイ國に居住する華僑の生活状態を観察するに、彼等は經濟力の中樞に喰入つて同國の經濟生活の上に強大な力を築き上げて居るのである。

タイ人の目して其の基本産業となす米作には未だ華僑の手を染むるものは多くない模様であるが、籾の仲買業及精米業は全く華僑が獨占し、米作から生ずる利益の最大部分は華商が之を壟斷して居る有様である。一般商業上に於ても國內商業及外國貿易兩方面に亘つて華僑の果しつゝ在る役割は廣大である。其の他、鑛業、栽培業、漁業に就ても華僑が關與する部分は大い。

更に家庭使役又は技術及筋肉兩種勞力の供給者としても最近は之がタイ國の國內政治問題として取扱はれる程、華僑の關係する所が廣いのである。盤谷市に於て舊曆に依る支那正月の際一兩日間に亘つて市内の青物市場が殆んど全く閉鎖せられる爲め、市民數十萬が直に臺所向に多大の不便を感じるが如き一事を以つてしても華僑がタイ國に於て占むる勢力が如何に實質的なものであるかを知るに十分であらう。以下同國の經濟各方面に於ける華僑の役割を概説

して見よう。

イ、商 業

先づタイ國と支那との間の貿易状況を見るに最近の統計は次の數字を示して居る。

	タイ國への輸入	タイ國よりの輸出
對 支 貿易	一九三五—三六年 一九三六—三七年	一九三五—一九三六年 一九三六—三七年
輸出 輸入總額に對する割合	四、〇六四千銖 四、四四七千銖	二、四六七千銖 一、五四七千銖
尙ほ香港とタイ國との貿易は、	三・七四%	四・〇四%
	一九三五—三六年	一九三六—三七年
香港より輸入	九、六五九千銖	一〇、一五二千銖
香港への輸出	二六、八五四千銖	二六、三六九千銖

を示して居り、此の内には單に香港を経由するに止まり實は支那各地より仕出し、又は支那各地へ仕向けられたるものも相當の數額に上るであらうと思はれるから、之等を合算するときは華、泰間の貿易は可なりの額に上るであらう。而して此等の貿易の内容は、

タイ國への輸入品は、乾魚漬魚、乾生蔬菜、茶等の粗食料品、陶磁器、粗綿布絲、練香、紙、傘、燒酒
タイ國よりの輸出品、米、木材、獸皮、獸骨、鹽乾魚

等にして、輸出入とも原料品乃至半加工品又は粗製品が主となつて居るが、之はタイ國及支那何れも工業の發達が實に幼稚なるに伴ふ當然の事象である。

商業上華僑の重要なことは華、泰間の貿易に華僑が従事するに由るに非ずして、彼等が對外貿易に携ると同時にタイ國に於ける消費者に對する直接供給機關たるの點にあり、同機關の八、九割までは實に華僑の占むる所である。盤谷の商業區域を通過するものは身、全く支那の都會にある感を懐くのである。而して華僑の中には綿布糸商、食料品店其他雜貨商として第一流に位するものが少なくない。即ち同地の支那商人は單に其の本國支那の物資を取扱ふに止まらず、更に其の數倍に上る諸外國輸入商品を消費者に直接供給する仲介者としての機能を殆ど獨占するに近き實情である。

タイ人は最近こそ若干商業に志すものも出て來たが、從來は殆ど全く商業に携はることを好まぬのが普通であつた否、其の商業に志す者として多くは華僑系統のものである。従て重要なタイ人の商人と云ふものは未だ無いと云つてよい。従てタイ國との貿易取引はタイ人を相手とするにあらすして、支那人を相手とするものである。是れは極めて重要なことであつて、タイ國との間に密接なる貿易關係を有する諸外國の商人は如何に夫々の資力乃至國家的背景の有利なる條件を具有しても、支那商人の存在と其の實力を無視しては全く手も足も出せるものではないのである。華僑の實勢力の如何に大なるものあるかは、從來屢々タイ國にまで波及した支那人の排外運動（日、英が常に其の鎗玉に上つて居つた）に於て關係國民が痛切に體驗せるところであつて、現に尙行はれて居る排日貨運動に於て本邦商人は極めて苦き經驗を新にして居るのである。

華僑に關し看過すべからざるものは、外國商社の買辦の存在である。外國の諸會社が買辦に依りて營業を營むことは支那に於けると同様であるが、其の買辦中には一人のタイ人もなく、悉くが支那人である。外には支那人の仲買人や小賣商があり、内には支那人の買辦があり、外國人の會社は全く是等支那人の活動に依存する外はないと謂ふも過

言ではない。勿論是等外國人の會社にはタイ人のクラーク級の使用人を有することも少くないが、純粹のタイ人は能率が低く、之に反して支那人の混血が濃厚なればなる程有能であると謂ふことは屢聞批評である。

タイ國の輸出に就ても米を始めとし、農産物が生産者の手より輸出者の手に渡るまで幾段階もの支那人仲介業者の手を経て居るのである。加之、其の輸出業者さへ華僑である場合が多い。而して是等の華商は中華總商會を組織して華商全體の利益擁護に資して居る。其の發刊する市況日報は商業上好箇の參考資料とされて居るが、これは各階級業者を網羅する中華總商會に於て始めて能く爲し得るものである。

口、金融機關

以上の如き廣範な商業を司つて居る支那人は又完備したる金融機關を有し、タイ國の金融、就中庶民階級全體の金融上に至大の關係を有して居る。是等華僑の有する金融機關の種類は銀行、銀莊、信局を初めとし、質屋、金貸業等今まで及び多種多様である。

(一)銀行。主として華僑貿易商を相手として一般銀行業務を行つて居るが、現在左記の者がある。

廣東銀行支店

資本金は一千萬香港弗にして民國元年香港に創立せられ、盤谷支店は民國七年開始せられた。一九三五年本店業務の關係から一時同支店は閉鎖せられたが、一九三七年末再開せられた。

四海通銀行保險有限公司支店

資本金は二百萬弗にして、光緒三十三年新嘉坡に創立せられ、盤谷支店は一九〇八年の開設に係るが、保險業務をも兼營して居る。

順福成銀行

金銀細工店及家屋土地等の財産約三百萬銖に達すと稱せらる、鄭舜之（潮州系）の個人銀行にして、前二者に比し稍舊式ではあるが銀行資本百萬銖を有し、支店を新嘉坡と香港に設けて居る。

陳炳春銀行

陳炳春（潮州系）一族の出資にして百萬銖の資本を有し、本店を盤谷に設け、支店を香港に置いて居る。

贊利銀行

國民政府外交部商事務員陳守明を當主とする贊利一族の出資百萬銖に依り設立せられ、本店を盤谷に置き新嘉坡、香港、汕頭に支店を開設して居る。

泰山銀行

陳崢嶸（潮州系）一族の出資五十萬銖より成る。香港、汕頭に支店を置く。

廣順利

謝毅庵（潮州系）の出資五十萬銖より成る。香港、汕頭に支店を置く。

以上は何れも銀行と稱し、爲替、預金、貸付等業務を取扱ふものであるが、貸出利率は外國銀行に比し著しく高率である。華僑の本國送金取扱、新嘉坡、香港への米の輸出形の手形の買取の如きは其の主要業務とする所である。

(二) 銀莊。銀行の外、中流以下の商人の金融機關として没却し得ないものに銀莊がある。一種の金貨業者にして銀細工屋の大なるものが、之を營むものが多い。この種の銀莊にして盤谷市に在るものだけでも數十を以つて數ふであらう。

(三) 信局。香港、汕頭等に密接な取引關係を有する支那人貿易商又は銀莊經營者等の副業として營むものが多い。其の業務は支那人移民の本國への送金を取纏め、銀行を通じて香港又は汕頭に於ける自家の取引先に送金し、其の所から更に支那内地の受取人に轉送するにある。この信局は盤谷市中のみにも數十に達する。最近華僑銀行の中には民信部を設け信局の業務を取扱ふものがある。

(四) 餉當。零細な貸出を主とする一種の質屋營業であるが、其の經營者は全く支那人に限られて居る。餉當の貸出利息は月三分乃至四分の高率である。之を利用するものは一般庶民階級なるが、支那人下層級のみならず、タイ人の中流以下のものも日常の融通機關として其の所持する貴金屬製品、骨董、衣類等までを入質し融資を受けるもの多く、從て贖品の取扱はれる機会が多く警察上の取締をなすの必要に迫られ、タイ國政府は盤谷曆一四一四年に餉當取締規則を公布して餉當營業稅月額五十銖を課し、且つ警察の指定する書記一名を定備するの義務を負はして居る。信局が一般庶民階級を對象とする關係上、その數は頗る多く盤谷市内のみにも約百軒を算し各町に一軒、多きは五軒に上る所もある。

(五) 金貨業。金貨業は小資本の銀莊等が之を營む外、支那人間には印度人程多くはない。以上はタイ國に於て支那人が運用する金融機關の大體である。是等金融機關の取締に付重要な法律が一九二八年十月公布施行せられた。即ち公益事業取締令と稱するものにして同取締令に基き鐵道、軌道、運河、航空、水道、電氣其他庶民の福祉に深い關係ある事業は凡て特許を得るに非ざれば之を營むことが出来ないこととなつたのである。尙茲に注意すべきことは保險、銀行の各種業務に關する部分は其の後別に改訂せられた。

ハ、工 業

(一) 精米業。タイ國は佛領印度支那及緬甸と相並んで世界の三大米輸出國と呼ばれて居る。タイ人自身は米作を以て當國隨一の基本産業と稱し、同國の總輸出額二億餘前後の中、米がその約五、六割近く迄を占めて居る事實に徴し、如何に米がタイ國の經濟に取つて重要なものであるかと謂ふことが判る。此の米の輸出と最も密接なる關係を有する工業として同國の精米業は頗る盛大なものである。而して此の重要な精米業は悉く支那人の獨占する所となつて居るのである。

今最近調査に係る精米業の概況を見るに、盤谷市内及其の近郊に於ける精米所數は五十八軒に上り、この固定資本額千五百萬銖、流動資本額約五百萬銖、一年の精米能力百六十萬噸と稱せられて居る。更に地方に於ける小精米所に至つては實に六百軒の多きに及び、資本金合計八百萬銖、精米能力一箇年百二十萬噸に達して居る。此の多數の精米所の九分九厘までは支那人の所有經營に係り、其の他僅少のものはタイ國政府及貴族等の所有に屬して居るが、之を賃借經營するもの及其の使用従業員は悉く支那人であると云ふに至つては、この方面に於ける華僑の勢力の偉大なるには一驚を喫するの外ない。

精米所を經營する支那人は汕頭人、廣東人が最も多い。是等支那人精米業者は一の組合を結成して居るが、其の基礎鞏固にして勢力侮る可らざるものあり、取引條件の協定等に關しては時に專横でさへある場合がある。精米所側と歐人系輸出商との間に會て惹起した事件は其の勢力の實際を視知するに足る好箇の一事例である。

從來タイ米は歐洲、玖馬市場等に於ては西貢米、蘭貢米に比較し其の聲價に於て上位に在つたのであるが、近來其の聲價は漸次低下するに至つた。タイ米の歐洲向輸出に従事する歐人大會社側は其の原因、一に支那人精米所側の不信行爲にあるものとなし、一九二七年十一月結束して舊來の米買付條件の改正を提議した。即ち從來の商慣習に依れ

ば(イ)買付約定成立と同時に代金の四分の一を先拂し、且つ(ロ)引渡は期日中精米仕上の分から檢量し、精米所倉庫に於て行はれたのである。然るに狭少にして設備不完全なる精米所倉庫内では何うしても檢量が十分で買付全量に就て檢量することが出来ず、勢ひそれが各袋の品質不統一、量目不足の原因となる一方、引渡は精米所の倉庫で行はれ、以後該倉庫内に於ける保管は買方の責任に歸するのであるから、現品の掏替又は盜難の機會が多く結局舊來の商慣習は賣方たる精米所側の便宜のみに依つて決定せられて來たことが種々なる弊害の原因であるとなし、其の改正が問題となつた譯である。

改正の眼目は(イ)約定米引渡の場所は原則として買手倉庫とすること、及(ロ)引渡を爲す時に量目及品質を檢査し、買手が該檢査に満足した場合に代金の支拂をなすと云ふにあつた。之れに對し精米所組合側は歐人側の改革案は餘りに從來の慣習を無視するものであるのみならず、改革に依り精米所側が負擔すべき諸費用が嵩み勢ひ粗價の低落を惹起し農民を苦しめ又代金の回收が永引くこととなる結果、只さへ金融の點で苦しんで居る諸精米所は殆んど操業が不可能となる等の理由に基き外國會社側の提案に對し(イ)約定品の引渡は精米所棧橋とし、若し精米所が大河筋以外の堀割に在る時は、約定品が船に依り買手棧橋に運ばれた時とするも、運送途中の危険は買手に於て負擔すること及(ロ)代金の支拂は引渡完了の時又は五十噸宛の精米を了した時、之に對する庫出指圖書と現金引替とすべき趣旨の對案を提議した。

けれども此の對案は外國商社側の主眼とする精米所の不信行爲の防止、即ち約定品引渡の場所に關する條件を根本的に改むる所なきものなるを以て其の容るゝ所とならず、交渉久しきに亘り兩々相下らず、爲めに新取引の成立皆無となり同年十一月十二月の兩月に亘つてタイ白米の市價は一齊に下落し、粗價は約一割三、四分の下落を示した。

斯て紛争は解決の望み無く新聞紙上種々の論議を見る様になつたが、精米所側は遂に商務大臣に調停を請願したるも官邊に於ては一方華商精米所側の勢力を畏れ、他方歐人商社に氣兼ねして何等積極的調停を爲し得ざる間に一九二八年一月に入り、一部歐人商社側の結束が弛んで舊取引條件の下に買付を爲すものを見るに至り事件は有耶無耶の裡に精米所側の勝利となつたのである。取引條件の公正を期する見地から云へば外國商社側の言分が、公平に見て妥當であると認めらるゝにも拘らず斯の如き結果を見たことは、精米組合の勢力は歐人商社聯合の力を以てしても如何ともなし能はざるほど強力なるものがあつたのである。

(二) 製材業。精米業に亞ぐタイ國の主要工業は製材業にして支那人はこの方面にも相當の勢力を持つて居る。而してチーク製材所は歐人會社であるボンベイ・パーマ、アングロサイアム、ボルネオ、ルイス・レノウインズ(英國系)イースト・アジアチック・フランセーズ(佛國系)イースト・アジアチック(丁抹系)等が夫々大規模のものを有して居るが、多數の小製材所は殆んど凡て支那人の經營である。チーク以外の唐木に至りては全然支那人のみの取扱ふ所である。

製材所の従業者は歐人會社經營のものに於ても全部支那人労働者であつて、是等の支那人の内にはチーク丸太の鑑識には特殊の技能を有する者が多い。而して製材所關係の支那人は瓊州出身者が多い。

支那人の經營に係る主要製材所中商務省に登録せられたものゝ中、有力なるものゝみでも十一を數へて居る。

(三) 家具製造。製材業に比較し家具製造業は其の規模、遙に小さいが、最近支那人に依る斯業の發達は實に目覺しいものがある。タイ國産の唐木を材料とする家具製造は實に支那人に依つて創始せられ發達して來たのである。

従前はチーク以外の唐木類は其の産額も少く、其の全部は輸出に振向けられて居たのである。然るに交通機關の發

達に伴ひ東部高原地方よりの伐採搬出額増加し、盤谷地方に於ても漸次家具用として需要せらるゝに至つたが、之れは江蘇浙江兩省より移民の増加した最近のことである。目下支那人の經營する家具製造所は盤谷に於て約二十箇所に達し、何れも職工十五人位、多きは數十人を使用して居る。

(四) 清涼飲料水製造業。(五) 製革業。(六) 醬油醸造業。(七) 染色業。是等の製造業も亦、全然支那人の手に依り小工場組織で經營せられ、盤谷市内のみにもそれゝ數箇の工場がある。

(八) 各種の家内工業。金銀細工業は支那人の家内工業として古くから發達して居る。タイ人は男女とも金銀裝身具を甚しく好むものであるが、この金銀裝身具は總て支那人に依つて作られて居る。この種の細工店は盤谷市だけでも約五十店に上るであらう。

以上の外、凡て支那人に依つて廣く家内工業程度に行はれて居るに至つては多數に上り實に多種多様であるが其の主なるものとしては皮革細工業(盤谷市内に約四十戸、廣州人が多い)瓦製造、硝子器製造(盤谷市内に大なるもの五軒、廣州人の使用人六、七十人に達し廉價な壺類を作つて居る)、裁縫店(タイ婦人で婦人及小兒服を裁縫する小裁縫店は少くないが、是等の小裁縫店を除く洋服店は凡て支那人の經營に係り、客家出身者多く盤谷市内に數十店を見るのみでなく地方の主要都邑にも支那人の洋服店を見ない所はない)等である。

(九) 燐寸製造業。昭和の初期英國系ボルネオ會社が日本人技師を備用し、燐寸工場を盤谷市に創設して以來、タイ國政府は高率なる燐寸消費税を課することゝなり爲めに輸入外國品に對しては輸入税と共に二重課税となれる結果外國品の輸入著しく困難となりたるに乘じ華商の燐寸工場を建設せるものも出で、茲に外國品は殆んど市場から驅逐せらるゝに至つた。現在盤谷市内に華商の經營に係る民生燐寸工場の外二、三の工場があり、國內需要を充す外、少

量ながら隣接國に輸出して居る。

二、工人及労働者

タイ國は工業が發達せず、タイ人は全然この方面に關係するものなき状態であるから、手工業に慣れた支那人が工業界に勢力を占めて來ることは極めて自然である。前述の各種工業乃至家内工業の經營者が支那人であるのみならず是等の工業に従事する労働者も亦殆ど全部支那人である、加之、所謂工業關係の労働者以外にしてタイ國に於て、苟くも工人と名の付くものは殆ど支那人と稱してよいのである。其の主なるものは大工、船大工、左官、ペンキ師、鋳力師の類から洗濯夫、理髮人の如きに至るまで實に枚擧げに遑がない。又盤谷市に留外人の家庭使用人、ホテル旅館の使用人も主として支那人にして、ボーイ、料理人は海南人、潮州人等が多い。

次に労働者中重要なものは交通運輸關係の支那人労働者である、即ち市内の人力車夫（盤谷市内に約三千人を數ふ）は全く支那人であり、又最近發達して來た三輪車の車夫も支那人が多く、この三輪車を車夫に賃貸する車宿主は悉く華商である。

更に彼の重要な埠頭人夫、沖人夫に至りては殆ど支那人である、此の船荷積卸に従事する人夫は潮州人が多いのであるが、彼等は幾つかの組合を作り互に相聯絡して船荷役を獨占して居る。而して他には彼等に代るべき船舶労働者がないのである。

尤もタイ人の労働者を多數集めることは敢て不可能なことではなく、又タイ人労働者の養成は大に希望せられては居るけれども、兩者の能率に於ては問題にならぬ程の懸隔がある。爲めに何人も犠牲を拂つてまでもタイ人労働を顧みんとするのは有り得ないと謂ふのが實情である。

斯る状態であるから支那人の船舶關係労働者が一朝罷工でも起きうものなら直に荷役は全く停頓して仕舞ふ外はない。過去に於ける華僑排日運動の際には是等の労働者が結束して他の華商の諸團體と呼應し、日本船舶の荷役を拒絶した爲めに日本船舶は絶大なる不便を受けた苦い經驗を有して居る。彼等は直接日本船舶に對してボイコットせるのみならず、假令外國船に依るものと雖も一般に日本商品（荷主の何國人たるを問はず）並に日本人を荷主とする荷物（何國人たるを問はず）の積卸をも拒絶し、外國船にして此種荷物を支那人以外の労働者に依りて積卸を敢行せんとするものがある時は、當該船會社又は其の取扱店に對して更にボイコットする氣勢を示すため外國船會社側も之を如何ともし得ない實情に徴し、是等の運輸關係の支那人労働者は日本とタイ國との通商貿易上に於ての重要な地位を占むるものであると謂へるのである。

ホ、農業及家畜飼育業

今日、支那人は漸次農業方面にも伸びて行かんとしつゝある、農業としては支那人は從來、盤谷近郊に於て菜園を作つて盤谷市に野菜を供給するに過ぎなかつたが、最近では地方にまで進出して果樹、野菜園を作り、更に米田にも手を染めんとしつゝある。

曾て某日本人が僅々百六十町歩の米田を購入して米作を計畫した處、一部タイ人の間に於て之を以てタイ國の基本産業たる米作に外國人勢力が侵入し同國經濟の根本を脅威するの端を啓くものなりとまで極論したが、焉んぞ知らん、日本人よりも一層恐るべき特殊の粘着力を有する支那人が、盤谷其の他の都會地に於ける生活難から逃れて、ドシドシ地方に出て米作にまで手を染めんとする情勢には頓と氣が付かず未だ何人も之を問題とせるを聞かぬ。尤も前記日本人の米田購入はそれが日本人であつたが爲めに問題になつたかも知れぬ。併し日本人で米作計畫を樹つるもの

ありとするも、邦人労働者の移入の如きは到底行はるべきことにあらず、依然タイ労働者を使役し、日本人は唯だ企業収益を得るに過ぎないのである。之に反し若し支那人が深く奥地に入り込んで米田耕作に従事するに至らば、隨所に於てタイ人農夫を米田から驅逐するの現象を呈する日の到來すべきことは火を賭るよりも餘かである。それこそ眞にタイ國の内地農業労働者に對する脅威であり、復たタイ米耕作上の大問題であらう。

現在支那人の農作に必要な土地は多くは長期借地の方法に依り、土地を購入するものは尠いやうである。

鶏、家鴨、豚等も盤谷地方に於ては支那人が農作に附屬して飼育するものが多い。而して是等の鶏、豚等を新嘉坡方面へ輸出する金額は年々百萬銖を越し、また其の取扱者は總て支那人である。

へ、海 運 業

商業及工業方面に廣く且つ根強い勢力を張つて居る支那人も、流石に海運業方面では甚だ振はない。

華商中で外國船を常に備船運用して居るものは精米所を經營し、米の輸出を營むタイ國華僑中最大の富豪である實利公司のみである。同公司是現に諸威船十隻を備船して米の積出に従事せしめて居る。

航業に於て支那人が甚だ振はないにも拘らず、盤谷に於ける棧橋は支那人に屬するもの頗る多く、河港兩岸に於ける公認棧橋四十八箇所中で支那人所屬のものは實に二十六箇所に及んで居り、凡て支那人精米所の設備所有する所に係るのである。復た沖荷役に必要なるライターも支那人の所有するものが多い。

五、タイ國の對華僑策

世界的經濟變動の餘波を避けることが出来なかつたタイ國の經濟事情の變異からタイ人の就職難、生活難の増進、

タイ人と外人人との職業の相剋、或は國民政府の對華僑態度にも關係ある支那人移民自體の質的變化に依る同化難の昂進、或はタイ國國家主義的風潮の擡頭等からタイ國政府が國內に於ける華僑の存在を重視するに至つたのは當然である。

過去に於てタイ國の爲政者は國內に多數流入し來り在住する華僑に對しては殆ど無關心であつた。斯る無關心なる態度が遂に華僑をして經濟的に社會的に抜くべからざる勢力を同國內に於て築くに至らしめた要因の一であつた。タイ國の爲政者が此の華僑の存在に注意するに至つた時は、既に斯る壓倒的勢力の悪用が、例へば華僑の排外運動の如き場合には實に其の對象となる第三國に直接大打撃を與ふるに止まらず、同國の經濟組織自體にまで深甚なる影響を齎す程度となつて居つたのである。

舊皇族政治の時代に於ける爲政者の對華僑態度は飽く迄も事勿れ主義であつて寧ろ溫情的でさへあり、爲政者は斯る態度に依つて華僑を一層同化し得るものと考へたのであらう。

一九二九年の末に中華總商會が盤谷市に宏壯なる總商會々館を建築した際は、時の第七世王は皇后と共に親しく其の落成式に臨まれて、タイ國の皇族には華僑の血が混じ、華泰兩民族が同種に屬し、現在兩國は極めて友好なる關係にあるのみならず、在住華僑がタイ國の經濟的發展に甚だ大なる寄與を爲しつゝありと述べ稱讃されたことがある。

又一九三一年四月には古く存した華民局を内務省に復活せしめ、華僑中の有力者李得源を其の局長に任命した。此の華民局は官中に於ける諸儀式の際、華人の賀詞等を受くる時の便宜の爲め華僑中の有力者を局長とし、同局長は一種の名譽職にして李得源は勅賜の「ビヤチョートック」なる官名を有せる有力者であつた。

斯る措置はタイ國政府の華僑懷柔策の一種とも稱し得べきであるが、其の他、政府は支那人學校、移民法等に關す

る若干の施設を爲したのである。是等に依つて見ても、既に同國政府が華僑の存在を如何に感ずるに至つたかを知るに足るであらう。今、タイ國政府の華僑に對する最近の態度を知り得るものとして移民法制定當時から已に將來問題化さるべきことを豫想せられた、華僑を圍繞する二、三の問題に就き當時の状況より其の後の推移を略述して見よう。

イ、入國制限問題

従前、華僑の入國に對しては何等の制限がなかつたのである、然るに華僑流入の勢が急激に旺盛となりつゝある事實と華僑の實質も亦好まじからざる變化を呈しつゝあることに氣付いたタイ國政府は漸く華僑の入國制限を行ふ必要を認むるに至つた。

支那移民の内容の變化に就ては別に詳説せるを以て茲に反復することを避けるが、近年に於ける入國者激増の情勢だけは茲に之を述べておくことを便宜とする。

支那人の入國者數は一九〇〇年から一九〇六年に至る七年間には二十七萬六千餘人にして、其の一年の平均は三萬九千人餘であつたが、次で一九〇六—〇七年から一九一七—一八年に至る十二年間の入國者總數は七十三萬八千人餘に達し、其の一年平均六萬一千人餘に激増して居り、更に一九一八—一九一九年から一九二七—二八年に至る最近の十年間に於ける入國者總數は八十八萬二千餘人上り、其の一年の平均數は八萬八千人の多きに及んで居る。而して一九二二—二三年以後に於ては特に激増の傾向が顯著である。斯の如き入國者數激増の原因が何に基くものであるかは俄かに斷定し難きも、支那本國に於ける國情の不安定が其の主因の一つであることは否定出來ぬ所であらう。

タイ國政府は支那移民の入國制限の目的を以て一九二七年七月始めて移民法を公布したのである。同法に依れば

イ國內に入らんとする外國人は凡て旅券又は護照を所持することを必要とするが、旅券又は護照を所持せざるものには就ては移民官に於て身柄證明書を發給して入國を許すことを得ることゝなつて居る。

又同法は外國人の入國に際して移民官に提示すべき所持金額を定むること並に入國者數を限定する權限を内務大臣に與へて居るが目下の所、入國提示金額及入國者數の制限に關する規定は未だ制定せられて居らぬ。只だ無旅券者に對しては手数料を徴收して身柄證明書を交付し入國を許すことだけが實行せられて居る。

茲に注意すべきことは外國人中で旅券を所持せずして渡航し來るものは事實上殆んど支那移民に限られて居ることである。支那本國の現情は海外に渡航する無知なる苦力階級が旅券乃至護照を入手することを不可能ならしめてをる事實が偶々、支那移民の入國制限を目的とする移民法の効果を助けて居ると謂ふのが其の實情である。

移民法と同時に公布せられた内務省令に依れば無旅券入國者に對する身柄證明書發給の手數料は四銖、又之に添付するを要する寫眞二葉の代價三銖、合計七銖は入國と同時に必要なる費用である。而して身柄證明書を得るには保證人を要し、單獨渡航の場合には種々の不便がある爲めに移民局公認の移民取扱者(多く支那人の客棧等が兼業す)の手を経て入國手續をなすを普通とし、從て之れに要する手数料も亦相當の額に上るのである。身柄證明書の發給手数料は其の後一九二八年九月に至つて一躍十銖に引上げられたから一層入國費用が高むに至つた。從て船賃(デッキ客)盤谷油頭間十五銖、又盤谷海南島間十銖を漸く工面して渡來せんとする支那移民に取つては非常な入費であるから勢ひ渡航者數の減少を招來したのである。試みに移民法施行前後に於ける支那人入出國者數の變化を示せば左の通りである。

月	別	入	國	者	出	國	者

	男	女	計	男	女	計
一九二五—二六年一 ケ年各月平均	五六八六八	一五一七九	七二〇三八	三六七八八	七四八八	四四二六八
一九二六—二七年一 ケ年各月平均	六七〇二	一六六六	八三六八	四六九一	一〇三八	五七二九
一九二七—二八年一 ケ年各月平均	九〇九二	二五四二	一一五三四	四一五四	九一一	五〇六五
一九二七年十二月移 民局新設の時より一 九二九年二月に依る 十五ケ月間各月平均	六一六八	二一七四	八三四二	三五七〇	一〇八五	四六五五

前表に依れば、移民局新設前三箇年間に於ては一ケ月の平均入國者数は七千人より漸次増加して一萬一千五百人にも及んで居たのであるが、移民法實施後に至りては、入國者数は急に各月平均八千人餘臺に降り相當目立つた減少を示して居る。

而して這般の減少傾向は一九二八年九月身柄證明書手數料を十銖に引上げられた以後には一層著しく現はれて來た其の後政府は數次に亘り移民法に改訂を加へたが、革新政府となりて以來は益々本法に依る支那人の移入抑止の効果を認め、一九三三年に至り身柄證明書の外に在留外國人は其の居住地地方官の發給する居住證明書を所持することを必要とし且つ其の發給手數料を百銖と定めたから、支那人入國者の減少は其の頃より著しいものがある（前號「華僑の人口」の項参照）

更に一九三七年九月には移民法を全面的に改訂し、翌一九三八年十月に至り同新移民法に基く内務省令を公布し、外國人入國に關する現行諸手數料を身柄證明書發給は十銖、再入國許可書發給は二十銖、又居住證明書發給は二百銖と定めた。

而して斯の如き高率なる手數料は貧窮なる下層支那人渡來者に取つては甚しく高額なるを以て自然、其の渡來入國を抑止するの効果を更に一層發揮するに至りたるが、特に支那事變に依る避難民中多數タイ國に入國せんとするものを制限するに役立ちつゝある。

ロ、政治問題

純然たる專制君主國としてタイ人自身すら何等の參政權を有せざりし時代、即ち一九三二年の政治革命以前に於て華僑が國政に直接關涉を有せざりしは當然であらう。けれども當時に於て既に萌芽を出さんとして居た議會制度要望の聲と相關聯し將來華僑が政治上に有すべき地位に就ては既に之に考へ及ぼした具眼者もないではなかつたのである。

想ふにタイ國の華僑の地位を政治的見地より觀察する場合に、同國として閑却すべからざる極めて重要な問題が二つある。冒頭序説に於て言及せるが如く華僑の二重國籍問題は其の一つであり、國民的覺醒の問題は其の二である。従前在タイ國の華僑が多くはタイ人に同化せることは既に述べた通りである。従て特に華僑を中心とする社會的難問題の發生を見ることはなかつたのである。勿論、數十萬人の華僑の内には不良分子の存在することは昔も今も變りなく、阿片密賣、密飲、賭博、誘拐、殺人、強盜其の他秘密結社の暴虐等にして官憲を手古摺らせた事實は多かつた。けれども是等の事故は凡て警察取締上の問題たるに過ぎなかつたものである。

然るに世界大戰以來、所謂民族自決の觀念が弱小國民の向背を支配するの傾向を生づるに至れるが、これと殆んど時を同ふして支那に於ては南方國民黨が漸次其の勢力を擴張し、内に於ては國家統一の運動が熾烈となり、外に對しては不平等條約の撤廢が叫ばれるに及ぶや支那人の國民的覺醒は俄然擡頭するに至つた。

然して這般の國民的覺醒は支那本國に於けるよりも寧ろ在南華僑に於て二層切實なるものがあつたことは蓋し人性の自然であらう。殊に是等の華僑の大部分は南支地方の出身者であるから自然、南方革命派に對して郷土的にも同情を持ち、好んで多額の資金をも醸出し、南洋華僑が國民黨革命派の金穴であつたことは廣く知られて居る通りであり或意味に於て支那革命の根源が南洋華僑にあつたとも謂ひ得るのである。されば支那革命派本部でも努めて在南華僑と連絡を保ち、或は屢々特派員を派遣し若くは常置員を設け、更に孫文の三民主義を在南華僑の間に盛に鼓吹して民族的自覺を促すと共に政治思想の涵養に留意するに至つたのである。

加之、南京に於て開かれた第二回全國會議以後は在タイ國華僑からも屢々代表を出して同會議に列席せしめて居るのであるから最近の華僑は單なる海外出稼民にあらずして、全國會議代表の選舉區であり、本國の政治基本機關の一組成分子である。これ彼等が最早往年の華僑と其の軌を一にせざる所以である。

日常生活に於て全くタイ人と同化し政府の保護に安んずると共に、其の統制に服して何等の不平不満もなかつた往年の華僑は其の後、華泰條約の締結と兩國使節の交換をさへ要望するに至るまでに變化したのである。而して是等華僑の内には一方、支那人として其の本國支那に對して忠誠の義務を負担しながら他方、タイ人としての權利を主張し得る二重國籍者が甚だ少くない。

支那の國籍法が血統主義に準據するに反し、タイ國に於ては出生地主義と血統主義との併行主義を採用して居る。同國の國籍法に據れば、

- (一) 出生のとき其の父タイ人なるもの
- (二) 父不明にして其の母タイ人なるもの

(三) タイ國領土内に於て出生せるもの

(四) 外國人にしてタイ人となれるもの

(五) 外國人にして歸化して國籍を取得せるもの

は凡てタイ國籍を有するものと規定して居る。従て多數の在タイ國華僑の子(母がタイ人なると、支那人たることを問はず)に就ては所謂國籍の積極的衝突即ち二重國籍の問題を生づるのである。

國勢調査が未だ完全でないから、在タイ國華僑の二重國籍者の數が幾何に上るかは判然しない。十年前の同國政府の調査では、恐らくこの二重國籍者はタイ人として凡て取扱はれたであらうから、當時調査の支那人人口として掲げられた四十四萬五千人中には、二重國籍者は含まれてないものと認められる。斯の如く二重國籍者の實數に就ては殆んど見當も付かないのであるが、支那人の渡來者は多くは壯年者であり、出生率の如きも相當高いやうであるから二重國籍者の數は現在、既に夥しき數に達して居るものであるべきことは之を想像するに難くないのである。

タイ國內政上に極めて微妙なる問題を提示した移民法制定當時の國內情勢は、一般國民の教育の普及も未だ洽からず、人智低級、政治思想の如きは幼稚と言はんより寧ろ皆無と言つてよい程であつたから、タイ國內政治上に於て華僑の發言權が問題化するが如き政治組織が早急に招來されるが如きことは想像されなかつたのである。

然し一部有識者の間には夙に何時の秋か議會制度の樹立せられる後に於ては必ずや困難なる問題が発生すべきことを憂慮せられた所であつたが、タイ國の經濟の根本を把握し其の財力は即ち華僑の財力に外ならないとまでに稱せられる程度に實質的勢力を有して居る華僑の實體を顧みると、誰れか此の憂慮たるや單なる杞憂に過ぎないと斷じ得るであらう。

一九二〇年六月タイ國政府が人頭税引上げの勅令を發布し、從來三年毎に一回六銖までの徴税をなしたものを、爾後毎年一回六銖までを徴收すること、改めたる結果、その適用の影響を受けること甚大なるものは華僑なりしを以て彼等は結束して反對運動を起し、遂に一般的罷業を開始して政府に迫り同六月末、約一週間に亘り一切の労働者は其の業を廢し、店舗は悉く閉鎖せられ爲めに盤谷七十萬の住民は、上は貴族の高きより下は市井陋屋の果てに至るまで日常生活品を購買することを得ず、又出づるに乗物を得ることすら出來ず、一切の運輸・交通・貿易・工場等は悉く其の運行を休止してしまつたのである。政府は全く手も足も出ざる窮境に陥り遂に軍隊の出動を斷行し、市内を一種の戒嚴状態に置き極力支那人の慰撫鎮壓に努めたが、衆を恃んだ華僑は寺院等に大集會を催し示威運動を行ふことを止めず、檢束者は三百餘名に上り警備頗る嚴重を極めたが、事件は有力なる有産支那人の買収に依り辛じて無事に落着くことを得たるも、同事件はタイ國政府が鼎の輕重を問はれた結果となり、爾來政府は甚しく華僑の勢力を重要視し、大いに其の取扱方に注意する様になつたと傳へられて居る。

従前支那人は唯々諸々として政府の統制に甘じて來たものであるが、いざと謂へば之れ程までのことをやり得る實力と結束力とを有するものであると謂ふ極めて切實なる實物教訓が與へられたのであつた。

政治上何等の發言權を與へられて居らぬ華僑にして既に然りとすれば、將來國籍を得た華僑が選舉權を有し若は自から議會に立ち、又は然らざるまでも其の金力を以て支那人一流の暗中飛躍の行はるゝが如きこと、もならば、タイ國民の人智及財力ともに頗る低級、貧弱なる事實に鑑み、益々以て華僑恐るべしとの念を、若干のタイ人が懐くことと杞憂とは謂へないであらう。

是等に關聯して更に重要な點は、タイ國には中流階級の存在せざることである。否な中流階級が存在しないのでは

なく、此の階級に屬するものは即ち華僑たるの事實である。タイ國は上層に存在する極めて少數の貴族階級を除けば残る處のものは無智無産の多數の最下層階級あるのみである。奴隸は既に解放せられたけれども事實、國民の大多數は未だ眞に農奴の域を脱し得たとは云ひ得ないのである。凡そ國家の興亡は中産階級の荷ふ所であると云はれて居るが、タイ國に於ては中産階級に屬するものは悉く華僑である、果して然らば同國家の運命は華僑の掌裡に在りとも極言し得らるであらう。

今日までの所、華僑はタイ人たる少數權力階級の統制に服従して來たけれども、將來永久に然りと断言出來ないし、またタイ國の政治が將來華僑に依りて動かさるゝ所なしとは何人も之を豫斷し得ざる所であつた。

斯る際、一九三二年六月に至り政治革命が勃發した。同革命運動の指導者は實力を行使し得る軍部の中堅陸海軍人であつたから、革命成就後に於て新政府が樹立せられた際、非常に民主的な憲法を作りながら其の行ふ所は過渡的と稱し、議會は實質的には政治の運用上に直接の力少く軍部の獨裁的氣分漲り、且つ憲法上の普通選舉制も其の儘に行はれず、選舉權には教育の制限條項が暫定的に規定さるゝに至つた。

斯の如き過渡的措置は華僑の政治への直接進出を阻止するに確に役立つたのである。それはタイ語の力のない華僑は假令、タイ人を假裝しても選舉權を與へられないからである。然しながら斯る事態の永久持續を望むことは出來ないから、この憲法上の暫定條項の廢止も永い後のことではなかるべく此の間、華僑の勢力は之を放任するに於ては益々伸長する一方であらう。

註。暫定條項の重要な點は選舉權賦與に教育上の制限を附し、又斯る制限の存する間は人民代表議員の一半は民選とするも、他の一半は政府に依つて任命するものにして恒久憲法發布の一九三二年十二月より十ヶ年間之を存

續することになつて居る。

新政府當局は此の點を充分洞察して居るものと見え、政府の基礎安定すると共に華僑を對象とする諸施設が行はれて来たことは既に言及した通りである。

外國人の入國制限と同時に國內居住外國人の國籍を明にし置くことはタイ國自體の立場から極めて必要な處置である。而して自國領事館を同國內に設置し得るが如き國の人々に付ては問題は起きないであらうが、無條約關係に在り而も全面的に國民待遇を享け來つた支那人の場合にありては其の國籍の不詳と謂ふことは實際上に於て種々なる問題を生づるを免れない。

之が爲め政府は一九三七年七月始めて外國人登録法を制定し、國內に在住する一切の外國人は凡て其の居留地郡役所に居住の登録をなし居留登録手帖の發給を受けしむることとした。而してこの登録手帖の發給に對しては別に手数料を徴せなかつたが、其の後一九三九年に至り同法及之に附屬する内務省令に改正を加へ一件に付四銖の手數料を徴收することとなつた。

この外國人登録法の制定は從來國籍の歸屬、極めて不明瞭であつた華僑に取りては極めて重大の意義を持つものである。若干タイ語を語るものは大體自らタイ國籍を取得することを望み、又國籍を明にするを好まず、何等かの理由で國籍の歸屬を曖昧にする者に對しては徵兵令の適用強行を以つて臨むが爲めに、タイ國法上に於ける華僑の地位が茲に明にせらるるに至つたことは在タイ國華僑の歴史の上に於て極めて重大なる出來事と稱すべきである。

けれども這般の事情は唯だ制度の表面で言ひ得ることであるが、實際問題としてはタイ國內の行政諸制度はまだまだ不完備のものであり、又何分にも華僑の數が多いから依然として二重國籍者は絶えないことは事實である。從て之

が是正に關しては今後何等かの處置が講ぜらるべきものと豫想せらるる。

在タイ國華僑の本國に對する送金の形に依る寄與の頗る大にして、國民政府をして之に期待せしむるもの多々ある次第は既に説明した通りにして、此の事實にタイ國の爲政者が注意を拂ふに至つたことも蓋し當然である。一九三六年新に同政府顧問に就任した英人財政顧問ドル氏は一九三六—三七年年度の財政に關する説明報告の内に次の如く述べて居る。

「或る有力なる支那銀行家は最近、連年の不況にも拘らず在タイ國華僑の本國送金は一九三二年約三千七百萬銖に達したと發表したが、此の數字は實際と大なる逕庭あるものと思はれない。

通常タイ人は商業方面には興味を持たず、從つて現在でも國內商業及外國貿易の殆んど大部分は外國人の掌中に在ると言はれ、從て是等の交易から生づる利潤は悉く國外に送金せられて一種の「インヴェイジブル、インポート」を形成して居る。

タイ國は毎年貿易尻に於ては常に多額の受取勘定にはなつて居るが、これは其の大部分が商業利潤、運賃保險料乃至個人送金等の貿易外の支出に依つて相殺されて居る。而して此の内の個人送金は多くは華僑の本國送金と言ひ得るのである。

過去の財政狀況を検するに、毎年三千萬銖を超過する華僑の本國送金を差引いても尙國際收支勘定の受取の部に餘裕を示した年度は極めて少く、これはタイ國が如何に國の富を蓄積し得ることが少ないかと言ふことを如實に語つて居る。」

同氏は更に翌年一九三七年十月發表に係る一九三七—三八年の財政報告の結論の中にも次の如く述べて居る。

「タイ國の國家財政上の見地から觀察して重大なることは國家が必要とする場合、直に之を使用し得べき形に於ける富の蓄積の問題である。而してそれには今、最も手近い所に國民の最大多數が依存して居る米の輸出による利益がある。其の額は大略、輸出價額の五割にも相當するのであるが、主として運送業者、精米業者、仲介人等の手に落ちて行くのである。是等の業者の多くは支那人である。」

吾人は當國の經濟機構上に寄與する支那人の貢獻の偉大なることは之を認むるに吝ではない。唯だタイ國が是等の支那人の寄與に對し支拂へる代償は餘りにも大きい。殊に支那人が獲得したる利潤を不斷に本國に送金して居るに於て然りである。然し斯る大問題をタイ國自身に有利に解決して行くことは、永き期間に亘る政策の實行に依つてのみ可能であらう。」

最近タイ國は國防充實計畫を樹立して、其の國家財政の規模に比較すれば遙に大に過ぎるものと見らるる陸海空軍の充實費を支出して居る結果、國家財政の餘力は可なり逼迫しつつありと想像せらるる節がある。斯る際、國民經濟力に至大の影響あるべき民間の富にして年々數千萬銖に上る金額が國外に流出すると言ふことは確に同國としては大問題に違ひなし。

彼の寄附募集取締令の如きも華僑が兎角、其の集團力を利用して民衆より寄與を強要し（例へば排日運動の際に於ける救國資金募集の如きもの）又は本國へ送金をなさんとするが如きものを防止せんとする一手段である。

又筋肉労働者が外國より渡來せんとする傾向に就ては、最近のタイ國の政治家殊に人民代表議員等の注意を惹き、立法手段に依りて外國人労働者を制限し、下層自國民を保護すべしとなす意向が強くなりつつあるを見るのである。經濟省内に設置せられた労働課の如きも職業紹介所の機能を發揮する上に排華僑の傾向を露出せしめて居る。此の

點に關し一九三七年四月公布せられた労働法が單に労働者の普遍的なる保護を規定する點を不満足とし、之を改訂して自國人労働者を保護する點を明にする爲め、外來人労働者の労働及職業の制限を規定すべしとの要求が人民代表議會に現はれたが、近く之が立法化せらるるものと豫想されて居る。

タイ國に於ける華僑の存在に關聯して發生せる政治的問題の重要なものに就ては以上略述した通りであるが、華僑の取扱方に就ては慎重を要するものがあらう。此の點はタイ國爲政者も亦充分了解する所がなければならぬ。此の意味に於て一九三三年、滿洲事件に關聯せる國際聯盟總會に於ける裁決に對しタイ國代表が棄權したことは確にタイ國爲政者の意のある所を察知せしむるに充分である。

同國政府のこの態度は其の後、今次支那事變に際しても、國際聯盟に對する支那側の泣訴に基き諮問委員會が提出したる日支紛争解決に關せる決議案が一九三七年十月聯盟總會に附議せられるや、タイ國代表は滿洲事件の場合と同様棄權の途を選んだのである。

惟ふにタイ國政府は最近自國の利害問題に依つて國內居住の華僑を彈壓するが如き舉に出づることはあつても、他の第三國關係の出來事に依り多少にても支那人に對し不快なる感を抱ふるが如きは其の好まざる所である。蓋しタイ國としては凡ての外國と平等に友好關係を結び且つ特定の國と特殊な關係を結ばない様にするを以て、其の根本的外交方針とするからである。故に同國代表をして前記の二つの場合に棄權せしめたことは、日支兩國に對しては最も賢明なる態度だつたと言へるのである。此の間の消息は支那事變に依る支那人の排日貨運動に對する取締に就ても之を窺ふことが出来るのであるが、要するにタイ國は其の國內事情に基き獨自の立場に於て華僑關係の政治問題の解決に處しつつあるものと觀察せらるるのである。

華僑の學校に關しては從來さほど、問題視せらるる様なことはなかつた。蓋し華僑が彼等自身の學校を開設しても夫れは寧ろ人としての教育を目的とするものであり、又タイ婦人と雜婚した比較的生活の裕かな華僑は寧ろ設備完備せるタイ國の官立學校又は外國人經營の宗教學校に其の子弟を送るを普通としたのである。

然るに近年兩親とも支那人たる子弟が増加し來つたこと及支那本國の政情變化に刺戟せられた民族意識の萌芽は俄然支那人學校の夥しき増設を見るに至つたのみならず、是等の支那人學校は純然たる支那人教育をなし且つ其の民族的自覺を涵養することを目的とし、露骨に三民主義を鼓吹するものすら少くないのである。從て此の情勢に惱まされタイ國官憲は一九二六年私立學校令の改正を行ひ支那人學校の内容に對し取締を企圖するに至つた。

本令は私立學校の設立は政府の認可を必要とし、其の校長は必ず政府の定むる教育課程に依る教員の有資格者たるべきこと、及びタイ語教授者を置き毎週必ず一定時間タイ語を教授すべきこと等を規定して居る。然るに支那人學校で用ひらるる教科書は支那本國編纂のもので、其の内容はタイ國政府の庶幾する教育の目的とは背馳するもの少なからざるものがあり、而も同國文部省には支那語及支那文の充分なる知識を有するもの少く、從て是等教科書の檢閲、其他、一般支那人學校に對する取締の實を擧ぐることは極めて困難なる事情にあつたのであるが、華僑子弟の教育問題は將來タイ國國家の休戚にも係る問題として、政府の特に重要視する所となり一九二六年日本の教育制度視察の爲め來訪したる當時の文相タニ親王は國民教育の見地から痛く支那人教育問題に留意し深く事態を考察したる結果、支那人學校監督養成の目的を以て特に香港、日本、北京に留學生を送り、其の卒業者を以て支那人學校視察官及漢文教科書檢閲官に任命したるが如きことは、華僑對策に表面上極めて微溫的なりし革命前の舊政府の華僑に對して眞の

意のある所を窺ふに足る一材料であらう。

其の後革命政府成立後はタイ國に於ける社會全般に亘り華僑存在の意義、甚だ重大なるものある點が強く政府當局に認識されて、前編私立學校令制定の目的を更に一層有効に達成せんが爲め一九三七年に至り再び同法令に改訂を加へ、同年四月新私立學校令及之に基く文部省令を公布するに至つた。

新令は一九三六年に改定公布せられた義務教育令の規定と相俟つて私立學校生徒に對する國民教育に重點を置きタイ人としての公民の義務、地理及歴史教育と外國語教授の時間數制限等を勵行することとなつた。

斯る制度が華僑私立學校に如何に重大なる影響を及ぼしたものであるかは當時本令の規定に抵觸して閉鎖せられたる支那人學校數實に四十二校（生徒數四千六百人）の多きに達した事に徴しても推知せらるゝ次第にして、當時上海に於ける華僑聯合會全國商會聯合會は、この事實を捉へてタイ國政府の不當なる華僑壓迫なりとなし、同政府に對し抗議すべきことを外交部に請願したことは既に述べた通りである。

一九三五年には廣東省政府の黃麟書教育廳長はタイ國に於ける教育事情の視察の爲め渡來し教育當局等と會見したが、タイ政府としては支那側の斯る抗議や、ゼスチュアール等には何等顧慮する所なく、益々其の取締を嚴重にする情勢である。殊に國民政府が在外華僑の教育に關し民族意識の振興を重視する限り假令、其の手段が露骨でないにしても華僑の在住國政府を一層刺戟することは當然であらう。

丘漢平の如き華僑問題に關し比較的妥當の意見を述べて居る者すら華僑に就ては「本國政府は移民にして植民に非ず」との認識を有せざるべからず、既に移民である以上は華僑に對して本國と同一の政治教育を行ふことは出来ない華僑居留地の主權は支那に屬して居ない、故に居留地當局が華僑に對し居留地に取つて不利なる行動を許さないのは

當然である、と警告しながら、華僑に對し重要なことは「如何にして華僑をしてそれ自身の地位と祖國との關係を認識せしむるか」でありとなし、其の方法として

- (一) 支那民族の偉大なることを自覺せしむること
- (二) 支那民族が他國から受けた迫害と民族衰亡と最近の復興事情を知らしむること
- (三) 他國の長を取つて範とすべきことを訓ふること

の三項を擧げて居る。斯る思想が華僑を指導する者の間に存在する限りタイ國教育當局が支那人學校に對し特に嚴重なる取締を強化するに至るべきことは自然の勢であらう。

一九三八年六月文部省文藝局長ルアン、ウイットが盤谷チュラロンコン大學に於て「獨逸の塊太利併合」と題する講演を爲した際、華僑を猶太人に比し華僑がタイ國で儲けた富を大部分本國に送金して失ふに反し、猶太人は送金すべき本國を有しない所から推して華僑がタイ國に取り獅子身中の蟲なる點は、獨逸に於ける猶太人以上であると述べたことは一時政治的波紋を生じた程世間の注意を集めたが、事實同講演は軍部百腦部の抱懐する對華僑態度、殊に華僑學校問題に對する強壓的意圖が軍部の代辯者と稱せられる文藝局長に依つて説明せられた迄である。

更に一九三八年十一月文部省は支那人行商人が其の管下諸學校に出入することを一切禁止したるに對し支那人學校が報復的にタイ人行商人の出入を禁止せる科を以て、文部省より斷然閉鎖命令を受けたもの數校に上つたことはタイ國に於ける支那人學校問題の重大性を語るに充分であらう。

最後に注意すべきことは、南洋の他地方が歐洲人の植民地であるに反し、タイ國は弱小なりとは謂へ一個の獨立國であるが故に、國內の華僑學校に對する態度も爾餘の南洋地方に於ける當局者の態度と異なるものがあることは自然の

歸結である。

二、思想取締問題

従前に在りては夥しき華僑の入國も、之が爲に思想問題を生づるが如きことはなかつたのである。然るに辛亥革命以來、政治に關係を有する支那人の入國増加するに及び事態は急に變化するに至つた。是等の入國支那人中には或は中央、地方の政府より特派せらるゝあり、或は黨派の特派員あり、又政治的落伍者もあれば中には過激分子も混つて居り、更に名を愛國に藉りて私利を營むものもある、何れにしても斯る情勢は自然タイ國官憲を悩ますに至つたのである。

タイ國官憲の最も惧れる所は共產主義的なる革命思想の傳播である。タイ人自體に就て謂へば上流階級は生活が富裕であり、下層階級は生活も簡易にして且つ未だ教育が進んで居らぬ爲め、今日の所では彼等が斯る思想の虜となる危険は甚だ大なりとは思はれぬ。又古くからの在留華僑はタイ國の政治の下に極めて安易な生活を樂んで居るのであるから、斯る思想は寧ろ之を排斥するであらうと考へらるゝ。けれども新來移民にして比較的教育的はあるが渡來後、職がないと云ふ様な分子は最も危険である。最近の經驗に依つてもこの種のものが支那本國の同志と呼應して過激文書の輸入、宣傳等を爲すものが多くなつたので、タイ國政府は其の取締には非常の苦心を拂ひ特に思想警察強化の爲め刑法及出版物法を屢々改正し、又警察組織の上にも大改革を行つた。刑法に就ては舊刑法の追補として一九二七年九月新に數條項が規定せられたが、其の最も主なる點は現在の政治及經濟組織の變革を目的とする宣傳、教唆の防壓現在の政治及經濟組織と相容れざる組織に關する思想の宣傳及普及の防壓、是等の宣傳教唆を目的とする組合結社の彈壓、被雇傭人の罷業及怠業の防止、社會慣習の急激なる變化を招來せんとする運動の取締等にして、是等各項の違

反行爲に對しては死刑其の他の重刑を規定して居る。

次に出版物は前記刑法の追補と同日附を以て舊出版法（一九二二年公布）を廢止すると共に新に制定公布せられたが、其の後數度改訂せられ、前記刑法追補の新條項と相俟つて所謂過激文書の出版及輸入等を嚴懲するの點に最も意を用ひて居る。

又警察組織の改革に依り新に監察官制度を設け、過激文書の出版及輸入に關する取締を徹底せしめる爲め、特に現役陸軍下士及將校を警察官に轉補して全國の警察本部に配屬して以つて其の規律を嚴にしたのである。この改革は一九二八年の初めに實施せられたのであるが、以上の措置は多く不良支那移民の齎す惡影響に刺戟せられたる結果行はるゝに至りたるものと云ふべく且つ當時新に實施せられた移民法の實際的經驗にも關係を有して居る。

思想取締の制度と機能の強化は一九三二年の革命後に於ては更に一層重視せられ、刑法の追補並に出版法の改訂も再三行はれたが、華僑の排外運動指導者として共產主義的傾向に立つ者が増加し來れる最近の趨勢は思想警察當局の神經を痛める所となつて居る。

ホ、風紀及衛生問題

(一) 阿片問題

タイ國に於ける阿片に關する犯罪件數は一九三六—三七年中一、八〇九件、又一九三七—三八年中一〇、二二二件を示して居る、阿片の吸飲から來る弊害の大なることに就ては茲に述ぶることを要しない程で、同國としては萬國阿片條約に加盟し、阿片法をも度々改正し、阿片吸飲の漸減に努力はして居るのである。同國に於て阿片を常飲するものは殆んど支那人に限られて居るが、この事實は一九三八年九月盤谷市内の阿片吸飲所に於て一夜の内に檢査せら

れた浮浪人五千人中、支那人以外のものは極めて少數にして、其の内四千人餘りが好ましからざる支那人として國外に追放せられたことに徴しても明なる處である。斯る阿片常習者たる支那人が多數流入しつゝある限り阿片取締の徹底を期することは極めて困難なる状態にある。

尙政府の阿片收入は一九三七—三八年度に於て約九百七十萬銖に達し重要な財源をなして居る關係上、政府は阿片取締に關し一種のデレマに陥つて居る。

今試に阿片吸飲に關する統計を見るに公認阿片吸飲所數は

年 度	盤谷市	全 國
一九三三—三四年	九六	八六五
一九三四—三五年	一〇二	九八八
一九三五—三六年	八五	一、〇七四

と言ふ數字を示して居る。而して阿片吸飲所の現状を見るに、其の經營者は皆支那人であり、吸飲所内の吸飲者數は一九三七—三八年八月現在では、男六萬二千三百五十四人、女六百五十一人となつて居る。吸飲者の大部分は支那人にしてタイ人の吸飲所に入入するものは多からざる實情である。又吸飲所に入入し得ない事情を有するものにして、特に自宅吸飲の許可を得たる所謂癮者と稱し得るもの約三百名（一級許可、使用量多きもの）、又體面上の關係から斯る特別扱を求むるもの約五百名（二級許可）等がある。

現行阿片法に據れば吸飲所内で吸飲するものは許可を必要とすることとなつて居るが、現在この規定だけは實行されて居らぬ、吸飲所では何人も自由に吸飲することが出來るのである。従つてタイ國に於て現に阿片の毒害を受けつ

あるものが全體に於て如何に多いかは此の事實だけからでも容易に想像し得らるゝから、阿片問題は確に在タイ國の華僑を圍る一つの重要な社會問題に違ひない。丘漢平が其の著「最近の華僑問題」中の華僑の文化及社會問題の項に於て華僑に犯罪少なく、各國が華僑を以つて最も馴治し易き民族として居ると言つて居るが、少くともタイ國に於ける最近の傾向はこの言葉を裏切つて、支那人の阿片常習者乃至秘密結社團員の犯行が同國の犯罪數を増加せしめつゝあることは事實である。

(一) 醜業婦問題

盤谷市に於ける賣笑婦に關する統計は稍古い憶みがあるが次の如き數字(警視廳調査)を示して居る。

公 娼 數	支 那人	タイ 人	安 南 人	露 西 亞 人	計
妓 樓 (軒)	一八四	一一	七	一	二〇四
娼 婦 (人)	七七一	七二	八	三	八五五
私 娼 數	約 二〇〇人				約 五人
一、支 那人	約 一五〇人				約 一〇人
二、タイ 人	約 一五人				約 三百八十人
三、安 南 人					合 計
					四、日本 人
					五、露 西 亞 人

タイ國娼婦取締規則は約三十年前の公布に係るものであるが、其の施行區域は國內の主要都市にのみ限られて居る。従つて前掲數字から推して全國に於ける支那人娼婦は可なりの數字に上ることが想像出來よう。

政府は最近公娼漸減政策を實行して居る所から私娼の數が却つて増加したと言はれて居る。盤谷へ旅行したものは市内の中心に當る支那人商業區域たる「サムベン」街附近の相當廣い範圍内に如何に多くの支那人茶館が存在するか

を一驚を喫したであらう。此の茶館中には妓樓として公許せられたものと然らざるものがある、各店には少きは數名多きは十數名乃至二十數名の茶汲女が居つて醜業に従事して居る。而して此の種茶汲女の最近の増加は前記公娼漸減政策に關係ある私娼の増加を語るものである。

「サムベン」街は支那人商舖の重要な中心であると同時に、古くから盤谷市の犯罪の根源地と言はれて居り、賭博阿片等に關する犯罪は四六時中、此所に行はれるのである。最近では茶館の激増に伴ひ婦女誘拐、人身賣買の如き惡徳犯罪が益々盛んになりつゝある。茶汲女は廣東、汕頭、厦門地方の出身が多く、彼等は盤谷の妓樓に寄食する浮浪支那人が汕頭方面と連絡を保つて居る大袈裟な誘拐團に依つて輸入せられるのである。

タイ國政府は一九二七年五月、支那人誘拐團の掃蕩を目的とする婦女子賣買取締令を公布施行して、醜業婦女子の入國防止に力めて居るが、誘拐團の活動は極めて巧妙で、税關、移民、警察等の關係官憲を手古摺らして居る。又最近支那移民中に夥しく婦女子を雜へる様になつたことは、自然醜業婦問題にも關係を有し、此の種婦人の數は今後増加するであらうと思はれる。

(二) 衛生問題

盤谷市に於て最も不潔なものは支那人街にして、ベスト、コレラ等の流行病が常に眞先に侵す區域は是等の支那人街である。市内に多數散在する支那人飲食店及殆んど支那人の獨占である飲食物行商に對する衛生取締は、現在の處充分積極的に行はれて居らず、常に外字新聞等の論議の種となつて居る。

又従來、支那人が盤谷市内に於て、家禽、豚等の飼育場を經營するもの少からず、中には大通に面して不潔極まる醜狀を見せて居るものすらあつたが、數年前から凡て是等の飼育場は郊外に移轉を命ぜられたから、今日では不潔な

る飼育場の如きものは市内から姿を没して仕舞つた。一九三八年より盤谷市に於ては衛生警察官を新設して、専ら食料品市場及飲食物行商人の取締に當らしめて居る。

次に醫事問題も亦厄介な問題である。下層階級の支那移民は費用の點からも、言葉の關係からも支那人醫師に頼る外ないのであるが、支那人醫師なるものは其の大部分が草根木皮の漢藥店の主人程度のものに過ぎないのである。

タイ國政府は一九二三年始めて醫師法を制定公布して醫師の資格を一定し、又醫籍登録、醫師の資格審査等に関する條項を規定した。同醫師法は其の後數度改訂せられ、一時正式資格を有する一級醫師の外に、無資格者も或る程度の醫事知識を有するものに對しては、制限附開業を許す二級醫師制度が設けられた。

然るに最近、赤十字病院は設備完成し來り又官立醫科大學は年々多數の卒業生を出すに至り且つ有資格の諸外國醫師の開業者も増加して來たとの理由で、一九三七年中二級醫師は爾後新に許可せざることに醫師制度が改訂せられたが、實際上は然く簡單に行かず、昨今新制度は現情に即せざるものとの聲が起り、更に醫師法の改正を行ふことに依つて二級醫師制度の復活が問題となつて居ることは多數漢法醫の存在が其の理由の一つともなつて居るのである。

雜報欄

○タイ國人民代表議會開會式に於ける攝政首座アチツト殿下の教書

タイ國人民代表議會本年度通常會は去る六月二十四日攝政首座アチツト殿下台臨の下に開會式を舉行したるが、當日該會に與へられたる攝政首座の教書大要左の如し。

本年度人民代表議會通常會は本日國慶日の吉辰を以て開會せらる。攝政會議は國王陛下の御健勝に亘らせらるることを議員諸子に報告するを得るを欣幸とす。

前年度通常會閉會間際に勃發したる歐洲戰爭は今尚繼續し居れる處、タイ國は右に對して嚴正中立を維持するものなり。

タイ國は平和の確保に起見して英佛兩國と不侵略條約を締結し、又日本と友好關係の確立並に領土權相互尊重に関する條約を締結したり。諸外國との關係は凡て友好教誨なり。

内政に關しては、政府は既定の方針に基きて國家發展の諸計畫を促進し、人民の爲めに快速なる効果を收めんことに努めつ

つあり。本日の國祭日を期して各種の事業及び施設の創始を見るに至れるは皆其體左に外ならざるなり。

即ち陸海空軍は何れも國家防衛の爲め充實せられつゝあり。

タイ國立銀行局の開設は國內資源の開發に必要な資金の融通を便利ならしむべく、又タイ國漁業會社、製材所及び産業組合の創設も亦人民の受益を目的とするものなり。教育に關しては州立及び市立學校、各種職業學校、體育場等を創設するの外理學、工學、獸醫學及び醫學の高等教育機關創設せられ、専門教育及び職業教育の進歩發達に貢獻せんとす。

一般行政の方面に於ては中央諸官衙、郡役所及同支所、警察署、市役所、州病院、療養所、共同井戸、國道其他の道路、橋梁、棧橋、市場、發電所等を創設して、各地方に於ける住民の安全、便利及び衛生の増進に資せんとす。更に裁判の尊嚴を保持するに適當なる新廳舎の起工式舉行せらる。工業にありては石油精煉所、榨油工場及び生糸工場開設せらるべく、交通運輸に關してはチェーンマイ、メーサリアン間及びドムアン、ブーケット間民間航空路開設せられ、郵便電信局及び鐵道局新廳舎落成し、又内水及び外國航路に従事する三航海會社創立せら

る。

如く國家發展の諸施設は立憲治下に於ける確かなる進歩の證左なり。本日の國祭日の吉辰に於て、立憲政治を記念する爲め建設せられたるデモクラシー記念碑の除幕式舉行せらるべきところ、右記念碑は人民をして人民代表議會の起源を想起せしめ光榮の象徴として民心を鼓舞せんが爲なり。冀くは議員諸子に於て國家の發展を促進するが爲め政府と同心協力せられんことを。攝政會議は茲に國王陛下の名に於て佛曆二四八三年度通常會の開會を宣す。

○タイ國最近の諸施設

最近タイ國政府が國內の開發促進の爲諸般の施設を整備し、又は各種新規の事業を起しつゝあるは周知の如くであるが、去る六月二十四日の國慶日を期して開業、落成の式を舉行したるの丈けでも大體左の通り二十數件の多きに及んでゐる。

- 一、ドムムアング・ブーケット間及びドムムアング・メーサリアン間定期航空路開通。
- 二、石油精煉工場始業
- 三、デモクラシー記念碑除幕式

- 四、タイ國航海會社 (Thai Maritime Navigation Co.) 開業。資本金一千萬鎊、元の暹羅汽船會社を買収して設立せられたるタイ國會社にして、新に三隻の汽船を米國より購入したり尙バンコック―支那諸港間の航路に充つる爲め別に二隻購入準備中である。
- 五、キング・タクン通 (バンコック市河西地區) 開通
- 六、空軍機關學校開校
- 七、タイ國産業陳列館分館 (バンコック市バングラック) 開館
- 八、民主國道 (ドムムアングよりサラブリーに至る) 開通
- 九、同 (デモクラシー記念碑よりバンコック―ドムムアング街道に至る部分) 開通
- 十、チュラロンコン大學化學教授、工學教授、獸醫學教授、兼備學校落成
- 十一、タイ國漁業會社開業
- 十二、空軍練習所開設
- 十三、國有鐵道局落成
- 十四、御物陳列館 (王宮内) 開館
- 十五、タイ國沿海航路會社 (Thai Coastal Service Ltd.) 開業
- 十六、産院及び孤兒院 (バンコック市ビヤタイ) 起工

○タイ國より徒弟教育斡旋の依頼

タイ國文部省より在タイ日本公使館を通じ、同國少年を我國實業各部門に亘る技術的實務教育を習得せしめる爲、之れが斡旋方依頼されるに由り、本協會、南洋協會、國際學友會、三井タイ室の各委員協議の結果、之に應ずる用意ある旨、駐タイ日本公使館を通じ同國政府に回答せり。

○瓊崖協會タイ國へ委員特派

南洋華僑八百萬の中海南島出身者は三十萬に達しバンコックを主としてシンガポール、香港等にあつて活躍し、從來本島への送金額は年七百萬元から二十萬元に達し海南島經濟面に至大の關聯を有してゐる。昨年皇軍上陸後は個人送金も杜絶し彼等の動向は頗る注目されてゐたが、本年一月海口に瓊崖華僑協會が設立され、對華僑工作に積極的活動を開始するとともに島内治安の回復と新政權の和平運動の進展と相まつて在外華僑に多大の好影響を與へ、設立五ヶ月後早くも入會々員數は三千名を突破し月六十萬元の送金を見るに至り、ことに最近歐洲情勢の急變に伴ひ入會者激増しかつ本島と南洋方面間の華僑の往來も

○日泰友好親條約締結祝賀會

日泰友好親條約、六月十二日調印の旨は、前號會報に掲載せるが、其後六月十九日夜、ビヤ・シー・セナ、タイ公使は東京會館に於て祝賀晚餐會開催、有田外務大臣關係官が出席、本協會よりも矢田、矢田部兩理事 (元駐タイ公使) が出席した又六月二十七日には外務大臣官邸に於て祝賀午餐會開催、ビヤ・シー・セナ公使外、本協會よりも副會長徳川侯、理事長二荒伯、矢田、矢田部兩理事等が列席した。

- 十七、鐵道工科學校 (バンコック市マカサン) 開設
- 十八、タイ國內海航運會社 (Thai River Service, Ltd.) 開業
- 十九、郵電總局新廳舎落成式
- 二十、司法省新廳舎起工
- 二十一、稅關事務學校開校
- 二十二、國立銀行局 (王宮内) 開業
- 將來泰國中央銀行たるべきものにして、資本金は政府出資一千萬鎊なり。目下の處主として内債募集を司る。
- 二十三、盤谷産業組合開設
- 二十四、ロップブリーに於ける縣廳舎落成、陸軍々醫學校、女學校、警察署及び郡役所落成

活潑となり同協会の統計によれば七月中の出入華僑数は一千五百五十一名に達し、特に同協会で、今回タイ國華僑の送金、郵便物その他の事務の處理と合せて現下事情の紹介を目的としてバンコクに二名の駐在委員を派遣、海口發赴任せしめたが同協会は今後可急の速に事變前の送金額に回復せしめるべく大いに努力してゐる。

○佛印、ハノイ着陸承認

フランスの横船から佛印ハノイ經由コースを阻止され、佛印江回の洋上コースをとつて實施中の日泰定期航空は、今回我が佛印監視員の派遣を機会に再び日本とフランス本國及び佛印當局との間にハノイ通過問題に關し折衝中であつたが、漸く佛印當局及び本國政府の正式承認を得、いよ／＼七月十五日發の定期第六番機下り便から待望の佛印通過が實現される事となつた。

○タイ國民・佛印に失地返還要求

バンコクからの報道によればタイ國東北部地方の住民は最近タイ國國會に請願書を送り、同國政府がフランス政府に對して現在佛領印度支那領となつてゐる舊タイ國領の返還を主張するやう取計られたき旨要請したといはれる。

○タイ國軍五箇師團佛印國境に集結説

香港に達した支那側情報によればタイ國は數日前からタイ國軍五ヶ師團を佛印國境方面に集結中であり、これに對抗して佛印側もまた同方面國境の防備を嚴にしてゐると云はれる。タイ國軍の國境集結はかねてからタイ國が北部國境方面の舊タイ國領土を佛印から取戻さんと要求してゐる點に關聯するものと見られ、現にタイ國では新聞その他言論機關等を總動員してこの失地恢復論を強硬に唱へつゝあると云はれる。

○『大和號』海上不時着

日タイ連絡定期便として七月二十五日午前六時二十九分東京發福岡に向つた日航大和號は乗客四名と日航本社の中島技師の五名を乗せ午前十時雁ノ巣飛行場に着陸姿勢に移つた際機體に故障を生じて俄に降下し飛行場から三百メートルばかり離れた海上に不時着、機體は機翼を残して見る／＼水中に呑まれた。負傷者は重傷者二名、輕傷者二名、乗務員四名も輕傷を負つた。

○『松風號』佛印で不時着

東京商科大學内、太平洋俱樂部員學生及び専修大學内、南洋研究會々員學生數名は、例年の通り暑中休暇を利用してタイ國へ見學旅行をなす由。

○大阪市主催タイ國の夕

日タイ定期航空路の開始、日タイ友好和親條約の締結を祝賀して大阪市では、八月十三日午後六時より中央公會堂に於て、タイ國の夕が催された。來會者四千名、坂間市長の開會の辭、安住大阪タイ國名譽領事の挨拶があつて後、歸朝中の村井駐タイ公使のタイ國事情の講演あり、終つて映畫『象狩り』『タイ國の風光』を觀覽に供し、盛會裡に十時閉會。尙タイ國公使も出席の筈なりしも、生憎同日神戸發歸國の爲、時間の都合上缺席せられた。

○タイ國學生夏季臨海寮

青年文化協會ではタイ國學生夏季臨海寮男子部を八月一日より十五日迄千葉縣君津郡新舞子濱千葉縣立千葉中學校海濱寮に開設、日語補習、名士講演、日本學生との交遊、映畫會等の有意義な催しを行ひ十五日に閉寮した。期間中市河外務省文化事業部第二課長、航空局大久保國際課長等の講話があつた。

○大阪市にタイ國展覽會

佛印河内經由の日タイ定期航空の「松風號」は八月一日午前十時臺北に向けジャラム飛行場出發直後エンジンに故障を起して附近の水田に不時着、操縦士、乗組員及び乗客は全部無事であつた。

○大日本航空會社盤谷駐在員の更迭

日タイ定期航空路の開設に伴ひ、大日本航空株式會社盤谷首席駐在員として、滯泰中の加治木知種中佐は健康勝れざる爲、本社勤務として歸國する事となり、其後任として本社乗客課長兒島義人氏が任命せらるゝ事に内定の由。

○タイ國の農業研究へ

日本大學拓殖科農業專攻部三年生野口憲義君は農業實地研究並に實習のため今回同校拓殖科南洋研究會からタイ國に派遣されることになり、七月二十六日神戸出帆の報國丸で出發した。同君は八月十日から二十四日迄ナコーン・パタム臺灣拓殖株式會社農場で實習の上九月十三日歸京の豫定。

○商科大學、専修大學生徒 一國へ旅行

本協會主催大阪朝日新聞社後援の下に「タイ國展覽會」が、九月十日より十五日迄六日間、大阪市心齋橋大丸百貨店に於て開催の豫定で、目下着々準備進行中、陳列内容の一斑を示せば左の如くである。

- 1、バンコック風景（パノラマ）
- 2、タイ國の國土、人口、統計圖解
- 3、タイ國の政治組織及政治家の寫眞
- 4、タイ國の財政、軍備、産業の解説
- 5、日タイ航路（大阪商船、三井ライン）、航空路（大日本航空）
- 6、タイ國の建築、教育、宗教
- 7、新國民運動について
- 8、ユワチヨン、ユワナリの行進寫眞
- 9、山田長政に關する回顧
- 10、タイ國の日本語學校

○タイ國で『山田長政』現地ロケーション

目下讀賣新聞夕刊に連載中の角田喜久雄氏執筆の『山田長政』が今回東寶映畫會社に依つて映畫化されることになり、タイ國一の映畫會社シークルンとタイ・アップして準備に着手。

まづ現地調査、シークルン會社やタイ國政府との折衝のため同社計畫部の武山企畫課長等一行が、八月二日神戸出帆の盤谷丸で渡泰した。

○駐日タイ公使賜暇歸國

ピヤ・シー・セナ駐日タイ公使は今般本國政府の命令に依り往復二ヶ月の豫定を以て一時歸國することとなり、八月十二日夫人同伴出發、十三日神戸出帆の大阪商船西貢丸にて歸國の途に就かれた。

○村井駐タイ公使の歸朝

駐タイ公使村井倉松氏は御用歸朝を命ぜられ、七月九日大阪商船西貢丸にて神戸着、十日着京された。

○タイ國人士の往來

△ルアン・コーヴィット・アパイオング氏
タイ國無任所大臣、兼郵電局長官は、日タイ飛行便にて七月二十二日東京着、我國の通信、放送事業視察の上、三十一日横濱發新田丸にて渡米。

△アラ・アラーム氏
タイ國郵電局無線課長は、コーヴィット氏に隨行來朝、三十一日同船にて渡米。

○會員の異動

前號掲載後の異動は左の通りである。

- 新入會員（三名）
- 通常會員 鈴木愛二君（東京）昭和通商株式會社社員
- 同 來馬琢道君（東京）淺草區會議員
- 同 丹波恒夫君（横濱）貿易商

○會員の消息

△近衛文麿公（會長）は七月十七日組閣の天命を拜し組閣の手續を了したる上、同二十二日總理大臣に就任さる。

△村田省藏氏（理事）は七月二十二日選任大臣兼鐵道大臣に就任さる。

△石射猪太郎氏（通常會員）和蘭駐劄公使たる同氏は今般歸朝を命ぜられ、西比利亞經由歸朝の途に就かれたるが、八月十八日大連より門司寄港の日滿連絡船熱河丸で神戸着、同二十日着京。

△鈴木愛二氏（通常會員）は今般昭和通商株式會社盤谷支店長として赴任の等。

△ナイ・ワニット・バナノンダ氏

タイ國商務局長は、日タイ通商増進の用務を以て臺灣經由七月二十四日東京着、一兩月間滞在の豫定。

△ピヤ・チャラム・アーカート氏

タイ國航空部長は、ワニット氏と同行來朝、尙同氏は八月六日羽田發日タイ飛行便にて一度歸國、八月末再び來訪の豫定。

△ルアン・プロマイヨルテイ氏

タイ國々防相代理、陸軍大佐は、我國を視察のため隨員の國防省員ルオン・ヨルド海軍大佐、ルオン・ギエタサルト海軍大佐を帶同、八月末大阪商船さいごん丸で來朝約十日間滞在の豫定。

△ルアン・スーントン・ワタキツチ氏

元駐日タイ國公使館付三等書記官は、滞日三十七年日タイ親善に半生を捧げた親日家であるが、八月十四日午後門司出帆の大阪商船西貢丸で故郷バンコックへ向け歸國の途に就かる

協會記事

○外務省より補助金下付

豫て外務省に對し本年度補助金下付方申請中の所、七月二十六日同省より金貳千圓也の補助金下付ありたり。

○財團法人日本タイ協會

總裁及役員並職員

總裁	秩父宮 雅仁親王殿下
名譽總裁	アテイト・デハヤ・アバ殿下
會長	公 爵 近衛 文麿
名譽會長	駐日タイ公使 ビヤ・シー・セナ
副會長	村井 倉松
理事長(代理)	侯 爵 德 川 賴 貞
常務理事	伯 爵 二 荒 芳 德
同	子 爵 三 島 通 徳
同	同 矢 田 長 七 郎
同	同 大 倉 喜 七 郎
同	同 岡 部 長 景
同	同 鶴 見 左 吉 雄
同	同 南 條 金 雄
同	同 村 田 省 藏
同	同 矢 田 部 保 吉
同	同 古 田 俊 之 助
同	同 淺 野 良 三

伯 爵	酒井 忠正
醫學博士	北 島 多 道
醫學博士	三 野 重 九 郎
工業博士	門 野 雅 二 郎
侯 爵	井 上 徹 三 郎
公 爵	犬 丸 雅 三 郎
侯 爵	細 川 護 立 三 郎
侯 爵	徳 川 久 岡 順 八 郎
侯 爵	岡 崎 彌 次 郎
侯 爵	河 井 泰 太 郎
加 藤 順 泰 郎	加 藤 勝 太 郎
子 爵	高 橋 順 次 郎
文學博士	黑 田 長 敬 郎
醫學博士	倉 田 猛 郎
醫學博士	江 口 定 造 郎
醫學博士	榎 井 勝 三 郎
醫學博士	安 住 伊 三 郎
醫學博士	北 島 伊 三 郎
醫學博士	關 屋 貞 三 郎
醫學博士	遠 山 峻 郎

日本—盤谷航路定期出帆表 (昭和十五年九月以降)

大阪商船會社

	西 貢 丸	盤 谷 丸	盤 谷 丸	西 貢 丸	橫濱 月日	名古屋 月日	大 阪 月日	神戶 月日	門司 月日	基隆 月日	海口 月日	海防 月日	西貢 月日	盤谷 日		
														盤谷	蒲	
朝日丸	九、二四	九、二五	九、二六	九、二七	九、二八	九、二九	九、三〇	一〇、一	一〇、二	一〇、三	一〇、四	一〇、五	一〇、六	一〇、七	一〇、八	一〇、九
朝日丸	九、二八	九、二九	九、三〇	一〇、一	一〇、二	一〇、三	一〇、四	一〇、五	一〇、六	一〇、七	一〇、八	一〇、九	一〇、一〇	一〇、一一	一〇、一二	一〇、一三
朝日丸	一〇、二	一〇、三	一〇、四	一〇、五	一〇、六	一〇、七	一〇、八	一〇、九	一〇、一〇	一〇、一一	一〇、一二	一〇、一三	一〇、一四	一〇、一五	一〇、一六	一〇、一七
朝日丸	一〇、六	一〇、七	一〇、八	一〇、九	一〇、一〇	一〇、一一	一〇、一二	一〇、一三	一〇、一四	一〇、一五	一〇、一六	一〇、一七	一〇、一八	一〇、一九	一〇、二〇	一〇、二一
朝日丸	一〇、一〇	一〇、一一	一〇、一二	一〇、一三	一〇、一四	一〇、一五	一〇、一六	一〇、一七	一〇、一八	一〇、一九	一〇、二〇	一〇、二一	一〇、二二	一〇、二三	一〇、二四	一〇、二五
朝日丸	一〇、一四	一〇、一五	一〇、一六	一〇、一七	一〇、一八	一〇、一九	一〇、二〇	一〇、二一	一〇、二二	一〇、二三	一〇、二四	一〇、二五	一〇、二六	一〇、二七	一〇、二八	一〇、二九
朝日丸	一〇、一八	一〇、一九	一〇、二〇	一〇、二一	一〇、二二	一〇、二三	一〇、二四	一〇、二五	一〇、二六	一〇、二七	一〇、二八	一〇、二九	一〇、三〇	一〇、三一	一〇、三二	一〇、三三
朝日丸	一〇、二二	一〇、二三	一〇、二四	一〇、二五	一〇、二六	一〇、二七	一〇、二八	一〇、二九	一〇、三〇	一〇、三一	一〇、三二	一〇、三三	一〇、三四	一〇、三五	一〇、三六	一〇、三七

(非賣品)

昭和十五年八月二十七日 印刷納本
昭和十五年八月三十一日 發行

東京市麹町區霞ヶ關三丁目四番地三

發行所 財團 **日本夕イ協會**

電話銀座二六五六番
振替口座東京一四八三二番

發行兼編輯人 **遠山 峻**

東京市澁橋區戸塚町一丁目二二〇番地

印刷人 **河田 保治**

東京市澁橋區戸塚町一丁目二二〇番地

印刷所 **明立印刷株式會社**

